

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第11回会議付属資料(その2)

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（各種事務事業(保健関係)の取扱い総括表）

協議項目	各種事務事業（保健関係）の取扱い	細項目	保健関係		
事務事業名	保健関係事業	専門部会名	福祉部会	分科会名	保健分科会
項目	調整方針				
健康教育（母子保健）	1 母親・両親学級の対象については、西条市、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。 2 離乳食講習会については、4か月児健診に併せて実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（P.2参照）				
健康診査（母子保健）	1 妊婦一般健康診査については、現行のとおりとする。 2 乳児一般健康診査の受診票の交付時期については、新市移行後速やかに調整する。対象については、前期(5～6か月)、後期(9～10か月)とする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 乳児健康診査の対象については、西条市、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。健診内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。 4 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査の対象については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。健診内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（P.3,4参照）				
健康相談（母子保健）	乳幼児健康相談については、対象月数を決めず、乳幼児健康相談として、各保健センターで毎月1回実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。内容については、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（P.5参照）				
健康教育（老成人保健）	1 集団健康教育については、新市移行後速やかに調整する。 2 個別健康教育については、高血圧、高脂血症、糖尿病を統一して実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（P.6～13参照）				
健康診査（老成人保健）	健康診査については、健康診査の種類、対象年齢を統一して実施する。徴収金については、西条市の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（P.14～19参照）				
健康相談（老成人保健）	1 総合健康相談、重点健康相談については、新市移行後速やかに調整する。 2 介護家族健康相談については、新市移行後速やかに、総合健康相談を活用するよう調整する。 調整方針説明資料（P.20～24参照）				
予防接種	予防接種については、西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（P.25,26参照）				
保健センターの管理運営	現行のまま4保健センターを新市に引き継ぎ、合併時に調整する。 調整方針説明資料（P.27参照）				
中川診療所	中川診療所については、現行のまま新市に引き継ぐ。 調整方針説明資料（P.28参照）				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細項目	保健関係		
事務事業名	健康教育（母子保健）			専門部会名	福祉部会	分科会名	保健分科会
調整方針	1 母親・両親学級の対象については、西条市、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。 2 離乳食講習会については、4か月児健診に併せて実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。						
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容		
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>1 母親・両親学級</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初妊婦とその夫 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回目 オリエンテーション、お友達になりましょう、妊娠中の栄養、調理実習と試食 ・2回目 お産の経過と産後の注意、ビデオ学習「出産」、歯を大切に ・3回目 両親学級 赤ちゃんの育て方、お風呂の入れ方、妊娠中の過ごし方、妊婦体験 ・4回目 リクエストにお答えします、先輩ママとの交流会、お友達になりましょう <p>【実施回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1コース4回で年4回 <p>【対象数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初妊婦 296人 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦（実）111人（延）472人 ・夫（実）90人（延）90人 	<p>1 プレママ・プレパパクラス</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初妊婦とその夫 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回目：妊娠中の過ごし方、妊婦体操、妊娠中の栄養 ・2回目：お産の進み方と補助動作、産後の過ごし方 ・3回目：赤ちゃんの育て方、おふろの入れ方 <p>【実施回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1コース3回で年間6回（奇数月） <p>【対象数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・112人 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦（実）69人（延）145人 ・夫（実）12人（延）15人 	<p>1 両親学級</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦とその夫 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回目：妊娠中の生活、妊娠中の栄養（調理実習及び試食）、アンケート ・2回目：出産経過 ・3回目：歯の健康、育児、アンケート ・4回目：産後の生活、育児、アンケート <p>【実施回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1コース4回で年間3回（6・10・2月） <p>【対象数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・87人 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦（実）24人（延）77人 ・夫（実）12人（延）12人 	<p>1 両親学級</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦とその夫 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回目：前々回の学級参加者との交流会と調理実習 ・2回目：保育士講話と沐浴実習妊婦体験（H14年度より） <p>【実施回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1コース2回で年間3回 <p>【対象数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・81組 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦(実)18人（延）22人 ・夫（実）10人（延）10人 	対象、内容、回数に違いがある。	対象については、西条市、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。		
<p>2 離乳食講習会</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4～6か月前後の乳児と母親 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離乳食初期指導、離乳のすすめ方、試食、個別指導 <p>【実施回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母親学級4回目に併設 年4回 <p>【対象数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・76人 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実63人 延63人 	<p>2 離乳食講習会</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4か月児の母親・7か月児の母親 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4か月児健診 離乳食前期の進め方及び試食 ・7か月児相談会 離乳食中・後期・完了期と試食 <p>【実施回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回 4か月児健診、7か月児相談会に併せる <p>【対象数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4か月児 299人 ・7か月児 281人 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4か月児 282人 ・7か月児 281人 	<p>2 離乳食講習会</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4か月児及び7か月児の母親 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離乳食の進め方及び料理方法の説明、試食 <p>【実施回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回、4・7か月児相談と併せる <p>【対象数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4か月児 94人 ・7か月児 102人 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4か月児（実）89人（延）89人 ・7か月児（実）99人（延）99人 	<p>2 離乳食講習会</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3～4か月児、9～10か月児の保護者 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離乳食の展示、栄養士の説明、相談 <p>【回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奇数月 第1水曜日 年間6回 乳児健診と同時開催 <p>【対象数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・126人 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(延)115人 	対象、実施回数に違いがある。	4か月児健診に併せて実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細項目	保健関係	
事務事業名	健康診査（母子保健）			専門部会名	福祉部会	分科会名 保健分科会
調整方針	<p>1 妊婦一般健康診査については、現行のとおりとする。</p> <p>2 乳児一般健康診査の受診票の交付時期については、新市移行後速やかに調整する。対象については、前期（5～6か月）、後期（9～10か月）とする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>3 乳児健康診査の対象については、西条市、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。健診内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。</p> <p>4 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査の対象については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。健診内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。</p>					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>1 妊婦一般健康診査</p> <p>【受診票交付時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時 <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠週数にこだわらず、2回の受診券を発行 <p>【交付数及び受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付（前期）606人（後期）644人（超音波）63人 ・受診（前期）581人（後期）596人（超音波）57人 	<p>1 妊婦一般健康診査</p> <p>【受診票交付時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時 <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠週数にこだわらず、2回の受診券を発行 <p>【交付数及び受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付（前期）285人（後期）276人（超音波）23人 ・受診（前期）255人（後期）244人（超音波）17人 	<p>1 妊婦一般健康診査</p> <p>【受診票交付時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時 <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠週数にこだわらず、2回の受診券を発行 <p>【交付数及び受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付（前期）84人（後期）89人（超音波）8人 ・受診（前期）86人（後期）80人（超音波）7人 	<p>1 妊婦一般健康診査</p> <p>【受診票交付時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時 <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠週数にこだわらず、2回の受診券を発行 <p>【交付数及び受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付（前期）75人（後期）78人（超音波）11人 ・受診（前期）66人（後期）64人（超音波）8人 	課題なし	現行のとおりとする。	
<p>2 乳児一般健康診査</p> <p>【受診票交付時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出生届時、保健センター窓口にて交付 <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期（6～7か月児） 後期（10か月児） <p>【交付数及び受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付（前期）697人（後期）710人 ・受診（前期）491人（後期）450人 	<p>2 乳児一般健康診査</p> <p>【受診票交付時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に4か月児健康診査受診時に交付それより早く受診票が必要な時は窓口で交付 <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期（3～6か月児） 後期（9～11か月児） <p>【交付数及び受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付（前期）278人（後期）286人 ・受診（前期）172人（後期）169人 	<p>2 乳児一般健康診査</p> <p>【受診票交付時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出生届時、保健センター窓口にて交付 <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期（3～6か月児） 後期（9～11か月児） <p>【交付数及び受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付（前期）92人（後期）95人 ・受診（前期）82人（後期）74人 	<p>2 乳児一般健康診査</p> <p>【受診票交付時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時 <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期（3～7か月児） 後期（9～11か月児） <p>【交付数及び受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付（前期）81人（後期）84人 ・受診（前期）39人（後期）20人 	受診票の交付時期、対象に違いがある。	受診票の交付時期については、新市移行後速やかに調整する。対象については、前期（5～6か月）、後期（9～10か月）とする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。	
<p>3 乳児健康診査</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当月4か月及び前月対象児の未受診者 <p>【健診内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問診、身体計測、医師診察、I Cカード入力、保健指導、必要な人のみ栄養指導、神経芽細胞腫検査セット配布、健康教育 <p>【実施回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月第1木曜日 年12回 <p>【対象数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・636人 <p>【受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・570人 	<p>3 乳児健康診査</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当月4か月児及び前月未受診者 <p>【健診内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問診、身体計測、発達チェック、診察、離乳食講習、保健指導、予防接種説明、神経芽細胞腫検査説明及びセット配布、7か月児相談会案内、カンファレンス <p>【実施回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月第3水曜日 年12回 <p>【対象数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・299人 <p>【受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・282人 	<p>3 乳児健康診査</p> <p>実施していない。</p>	<p>3 乳児健康診査</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3～4か月児、9～10か月児 <p>【健診内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問診、身体計測、医師診察、育児相談、発達チェック、神経芽細胞腫検査説明及びセット配布（3～4か月） <p>【実施回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奇数月 第1水曜日 年6回 ・*離乳食講習会と同時開催 <p>【対象数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（3～4か月）67人（9～10か月）59人 <p>【受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（3～4か月）60人（9～10か月）55人 	丹原町のみ実施していない。対象、健診内容、回数に違いがある。	対象については、西条市、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市町の例による。健診内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細項目	保健関係		
事務事業名	健康診査（母子保健）			専門部会名	福祉部会	分科会名	保健分科会
調整方針							
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>4 1歳6か月児健康診査</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1歳6か月児から2歳未満の幼児 <p>【健診内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問診、身体計測、健康教育、医師・歯科医師診察、IC入力、保健指導、必要な人に栄養・歯科指導、心理相談 <p>【実施回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月第3木曜日 年12回 <p>【対象数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・626人 <p>【受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・531人 	<p>4 1歳6か月児健康診査</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1歳6～8か月児及び未受診児（2歳未満） <p>【健診内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問診、身体計測、医師診察、歯科診察、歯ブラシを渡しむし歯予防集団指導、保健指導、必要な人に栄養・歯科指導、カンファレンス <p>【実施回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年8回 水曜日 <p>【対象数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・246人 <p>【受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・226人 	<p>4 1歳6か月児健康診査</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1歳6・7か月児及び未受診児（2歳未満） <p>【健診内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問診、身体計測、医師診察、歯科診察、むし歯予防集団指導、保健指導、必要な人のみ栄養・歯科指導 <p>【実施回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・偶数月 第4水曜日 年6回 <p>【対象数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・103人 <p>【受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・97人 	<p>4 1歳6か月児健康診査</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1歳6か月～2歳未満の幼児 <p>【健診内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問診、計測、医師診察、歯科診察、フッ素塗布、育児相談、必要な人のみ栄養・発達相談 <p>【実施回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・偶数月 第1水曜日 年6回 <p>【対象数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・76人 <p>【受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・71人 	対象、健診内容、回数に違いがある。	対象については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度については、それぞれの旧市町の例による。健診内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。		
<p>5 3歳児健康診査</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳に達し、4歳未満の幼児 <p>【健診内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問診、身体計測、医師・歯科医師診察、ICカード入力、保健指導、必要な人のみ栄養・歯科指導、心理相談、健康教育 <p>【実施回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月第4木曜日 年12回 <p>【対象数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・638人 <p>【受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・527人 心理相談 60人 	<p>5 3歳児健康診査</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳2～3か月児及び未受診児（4歳未満） <p>【健診内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問診、身体計測、医師診察、歯科診察、保健指導、必要な人に栄養指導、カンファレンス <p>【実施回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年8回 火曜日 <p>【対象数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・313人 <p>【受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・297人 心理相談 5人 	<p>5 3歳児健康診査</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳1・2か月児及び未受診児（4歳未満） <p>【健診内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問診、身体計測、医師診察、歯科診察、むし歯予防集団指導、保健指導、必要な人のみ栄養・歯科指導、視聴覚精密検査の必要な児への受診券発行 <p>【実施回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奇数月 第4水曜日 年6回 <p>【対象者数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・108人 <p>【受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・93人 心理相談なし 	<p>5 3歳児健康診査</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳に達し、4歳未満の幼児 <p>【健診内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問診、身体計測、医師診察、歯科診察、フッ素塗布、育児相談、必要な人のみ栄養・発達相談 <p>【実施回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・偶数月、第1水曜日 年6回 1歳6か月児健診と同時開催 <p>【対象数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・85人 <p>【受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・76人 心理相談 8人 	対象、健診内容、回数に違いがある。	対象については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。健診内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細項目	保健関係	
事務事業名	健康相談（母子保健）			専門部会名	福祉部会	分科会名 保健分科会
調整方針	乳幼児健康相談については、対象月数を決めず、乳幼児健康相談として、各保健センターで毎月1回実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。内容については、新市移行後速やかに調整する。					
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>1 乳幼児健康相談</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児 お誕生日保健指導対象児（10か月児健診未受診・有所見） <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体計測・発達観察・栄養、育児相談 <p>【実施回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月第2月曜日 12回 <p>【対象数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児全員 お誕生日保健指導213人 <p>【受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実193人 延426人（計測のみ128人） 	<p>1 乳幼児健康相談</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新米ママパパ相談会（第1子を持つ保護者） ・7か月児 ・すくすく相談会（乳幼児） <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体計測、育児相談 ・7か月児は離乳食集団指導 <p>【実施回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれ毎月1回 それぞれ年12回 <p>【対象数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新米ママパパ 130人 ・7か月児 281人 ・すくすく 全乳幼児 <p>【受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新米ママパパ ママ 65人 パパ 8人 ・7か月児 260人 ・すくすく 乳児（実）39人（延）74人 幼児（実）46人（延）103人 	<p>1 乳幼児健康相談</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4か月児 ・7か月児 ・12、13か月児 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体計測、発達観察、育児相談 ・4か月児は神経芽細胞腫・予防接種の集団指導 ・4、7か月児は離乳食の集団指導 ・7、12、13か月児は食生活アンケート ・4、7か月児は同一日に実施 <p>【実施回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4、7か月児 毎月1回 年12回 ・12、13か月児 2か月に1回 年6回 <p>【対象数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4か月児 94人 ・7か月児 102人 ・12、13か月児 107人 <p>【受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4か月児 (実)89人 (延)89人 ・7か月児 (実)99人 (延)99人 ・12、13か月児 (実)77人 (延)77人 	<p>1 乳幼児健康相談実施していない。</p>	<p>小松町のみ実施していない対象、内容、実施回数に違いがある。</p>	<p>対象月数を決めず、乳幼児健康相談として、各保健センターで毎月1回実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>内容については、新市移行後速やかに調整する。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細項目	保健関係	
事務事業名	集団健康教育（老成人保健）			専門部会名	福祉部会	分科会名 保健分科会
調整方針	集団健康教育については、新市移行後速やかに調整する。					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>1 歯周疾患 【対象】 ・総合健診受診者</p> <p>【内容】 ・講話 「歯周疾患について」</p> <p>【回数】 ・5回</p> <p>【参加数】 ・(実)434人 (延)434人</p>	<p>1 歯周疾患 実施していない。</p>	<p>1 歯周疾患 実施していない。</p>	<p>1 歯周疾患 実施していない。</p>	<p>健康教育の種類に違いがある。 対象、内容等に違いがある。</p>	<p>新市移行後速やかに調整する。</p>	
<p>2 骨粗鬆症 【対象】 ・老人会員、生きがいデイ参加者、健康づくり地区推進員</p> <p>【内容】 ・講話 「骨粗鬆症について」「転倒予防について」 ・体操指導</p> <p>【回数】 ・21回</p> <p>【参加数】 ・(実)523人 (延)523人</p>	<p>2 骨粗鬆症 【対象】 ・骨粗鬆症検診で要注意・要精検・要治療者及び関心のある人</p> <p>【内容】 ・栄養診断 ・骨粗鬆症についての話し合い ・運動</p> <p>【回数】 ・1コース2回で年間1コース</p> <p>【参加数】 ・38人</p>	<p>2 骨粗鬆症（14年度実施） 【対象】 ・骨粗鬆症検診で要注意・要精検・要治療者及び関心のある人</p> <p>【内容】 ・講話「骨粗鬆症について」 ・講話「カルシウムを十分とるために」 ・調理実習、試食 ・運動とレクリエーション</p> <p>【回数】 ・1コース2回で年間1コース</p> <p>【参加数】 ・(実)38人 (延)64人</p>	<p>2 骨粗鬆症 実施していない。</p>			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細項目	保健関係	
事務事業名	集団健康教育（老成人保健）			専門部会名	福祉部会	分科会名 保健分科会
調整方針						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>3 病態別</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合健診受診者で、血圧、体重、コレステロール値、血糖値などが気になる人 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講話「生活習慣病について」 ・講話「食生活の見直しと改善目標をきめよう」 ・講話「生活改善のための運動実践について」 ・調理実習、試食、運動 <p>【回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1コース6回で年間1コース（日程の選択可能） <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（実）51人（延）217人 	<p>3 病態別</p> <p>（1）高脂血症教室</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・血液検査の結果、総コレステロール250mg/dl以上、又は中性脂肪180mg/dl以上の人、関心のある人 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講話「高脂血症について」 ・講話「高脂血症予防食」、調理実習 ・運動 <p>【回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1コース3回で年間1コース <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（実）29人（延）50人 <p>（2）スリム教室</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診の結果、ふとり気味、ふとり過ぎの人、関心のある人 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講話「肥満について」 ・講話「食事によるダイエット」 ・調理実習、試食 ・運動 <p>【回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1コース3回で年間1コース <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（実）55人（延）88人 <p>（3）糖尿病教室</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・血液検査の結果、空腹時血糖値126mg/dl以上又は、食後血糖値200mg/dl以上あるいはHbA1cが6.0mg/dl以上の人 ・治療中の人 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講話「糖尿病について」 ・講話「食生活と糖尿病予防」 ・ウォーキングをしましょう <p>【回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1コース3回で年間1コース <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> （実）24人（延）47人 	<p>3 病態別 実施していない。</p>	<p>3 病態別 実施していない。</p>			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細項目	保健関係		
事務事業名	集団健康教育（老成人保健）			専門部会名	福祉部会	分科会名	保健分科会
調整方針							
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>4 薬</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康づくり地区推進員及び地区住民 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 講話 「薬の正しい使い方」 <p>【回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 5回 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(実)142人 (延)142人 	<p>4 薬</p> <p>実施していない。</p>	<p>4 薬</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 食生活改善推進協議会理事及び高齢者 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 講話 「薬の付き合い方」 <p>【回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 4回 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(実)214人 (延)214人 	<p>4 薬</p> <p>実施していない。</p>				
<p>5 脳卒中予防（脳血管いきいきセミナー）</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 肥満、高血圧、糖尿病、高脂血症、喫煙等のハイリスク者 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 講話「動脈硬化と生活改善」 講話「動脈硬化の食生活」調理実習試食 講話「生活改善のための運動」運動実践 <p>【回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1コース3回 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(実)32人 (延)69人 	<p>5 脳卒中予防</p> <p>実施していない。</p>	<p>5 脳卒中予防（高血圧・脳卒中予防教室）</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 40歳以上の高血圧、肥満、心電図異常所見等のハイリスク者及び希望者 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1回目：講話「高血圧・脳卒中について及び日常生活における注意事項」 2回目：運動、食事について(調理実習及び試食) <p>【回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1コース2回 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(実)54人 (延)90人 	<p>5 脳卒中予防</p> <p>実施していない。</p>				
<p>6 運動</p> <p>実施していない。</p>	<p>6 運動</p> <p>(1) ウォーキング教室（転倒予防教室として実施）</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 満40歳以上 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健師等による講話 運動指導員によるウォーキング指導及び転倒予防 ストレッチ体操等 <p>【回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 14回 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(実)178人 (延)794人 	<p>6 運動</p> <p>(1) ウォーキング教室</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 希望者 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康チェック：血圧測定、体重・体脂肪率測定 準備体操：ストレッチ、脈拍測定 ウォーキング：1時間程度（毎月コースを変える） 健康チェック：脈拍測定、血圧測定 クーリングダウン：ストレッチ ミニ健康講座：10分程度の健康講座 6～8月及び雨天の時は、海洋センター <p>【回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月1回 年12回 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(実)35人 (延)205人 	<p>6 運動</p> <p>(1) 歩け歩け教室</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> H6～9歩け歩け教室卒業生および希望者 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主学习（血圧・体脂肪測定、ウォーキング前後のストレッチ体操、約1時間のウォーキング） 合同学習会運動実習「家庭でできる体操」 生き生き体操と合同ウォークラリー グループワーク ウォーキングマップづくり <p>【回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 24回（年間12回×2か所） <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(実)33人 (延)245人 				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細項目	保健関係	
事務事業名	集団健康教育（老成人保健）			専門部会名	福祉部会	分科会名 保健分科会
調整方針						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
			(2) 生き生き体操スクール 【対象】 ・中高年者で体操を希望する者 【内容】 ・自主学习（運動前後、血圧・体脂肪測定） ・講話 チェアエクササイズ 検診結果の見方 食中毒予防の日常生活 肩こり・腰痛予防 高血圧症と運動 糖尿病と運動 正しい歩き方 高脂血症と運動 風邪・インフルエンザの予防 骨粗鬆症と運動 ・グループワーク ・運動実習 ・レクリエーション ・歩け歩け教室との合同ウォークラリー ・自主活動（会場準備・片付け） 【回数】 24回（年間12回×2カ所） 【参加者数】 （実）54人 （延）458人			
7 高齢者 (1) 高齢者健康教育 【対象】 ・老人会員 【内容】 ・転倒、寝たきり、痴呆予防の講義 【回数】 ・1回 【参加数】 ・(実)57人 (延)57人	7 高齢者 (1) 高齢者健康教育 【対象】 ・高齢者 【内容】 ・寝たきり予防・高血圧についてなど地区の要望を取り入れて決める 【回数】 ・各地区老人会等の希望により決定 【参加数】 ・(実) 265人 (延) 265人	7 高齢者 (1) 高齢者健康教育 【対象】 ・高齢者 【内容】 ・転倒・寝たきり・痴呆予防、生活の質の維持・向上等の講義 【回数】 ・各地区老人会の希望により決定 【参加数】 ・(実)308人 (延)330人 (2) 高齢者健康講座 【対象】 ・教育委員会が実施する高齢者出前講座出席者 【内容】 ・医師講話 【回数】 ・各会場1回（3カ所） 【参加者】 ・(実)200人 (延)200人	7 高齢者 (1) 高齢者運動教室 【対象】 ・老人クラブ会員及び希望される高齢者 【内容】 ・健康チェック（血圧・体脂肪測定、検尿） ・ADL対応型高齢者体操の運動実習 【回数】 ・19回 【参加数】 ・(実)220人 (延)410人 (2) シルバークッキングスクール 【対象】 ・老人クラブ会員 【内容】 ・栄養士講話「高齢者の栄養」 ・調理実習 【回数】 ・10回（年5回×2カ所、14年度は6回） 【参加者】 ・(実)154人 (延)211人			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細項目	保健関係	
事務事業名	集団健康教育（老成人保健）			専門部会名	福祉部会	分科会名 保健分科会
調整方針						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>8 食生活 （1）ヘルシークッキング&ライフ 【対象】 ・食生活改善を通し健康づくりに関心のある人</p> <p>【内容】 ヘルスプロモーションと健康日本21 健康と栄養・食生活(食塩脂肪は控えめに) 暮らしの中の食品衛生 健康と栄養・食生活(野菜をたっぷり) 健康と栄養・食生活(選んで食べるバイキング) 運動で健康的な生活を 健全な生活環境づくり 地域の農産物を生かした料理 介護予防を考えよう 自主献立、グループワーク、講演</p> <p>【回数】 ・1コース10回</p> <p>【参加数】 ・(実)31人 (延)157人</p>	<p>8 食生活 （1）男性の料理教室 【対象】 ・男性</p> <p>【内容】 ・講話 ・調理実習及び試食</p> <p>【回数】 ・3回</p> <p>【参加数】 ・(実) 95人 (延) 95人</p> <p>（2）栄養学級 【対象】 ・保健栄養推進協議会員</p> <p>【内容】 講話 調理実習</p> <p>【回数】 22回</p> <p>【参加数】 ・(実) 218人 (延) 493人</p>	<p>8 食生活 （1）男性の料理教室 【対象】 ・男性</p> <p>【内容】 ・講話 バランスよくとる方法 夏ばて予防 骨を丈夫にする栄養と運動 かしこい脂肪の取り方 循環器予防 健康食生活 ・調理実習及び試食</p> <p>【回数】 ・6回</p> <p>【参加数】 ・(実)73人 (延)135人</p>	<p>8 食生活 実施していない。</p>			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細項目	保健関係	
事務事業名	集団健康教育（老成人保健）			専門部会名	福祉部会	分科会名 保健分科会
調整方針						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>9 家庭介護教室</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族の介護をになう人 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防について講義及び実習 <p>【回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(実)10人 (延)10人 	<p>9 家庭介護教室</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に介護を行っている人又は介護について学びたい人 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険について ・生活の中のリハビリテーション ・家庭介護の実習 <p>【回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6回 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(実)59人 (延)241人 	<p>9 家庭介護教室</p> <p>実施していない。</p>	<p>9 家庭介護教室</p> <p>実施していない。</p>			
<p>10 女性の健康教室</p> <p>実施していない。</p>	<p>10 女性の健康教室</p> <p>実施していない。</p>	<p>10.女性の健康教室（H14年度より実施）</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JA女性部 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病、女性に多い病気とその予防、食生活、健康増進等の講義及び実習 <p>【回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4回 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(実)90人 (延)90人 	<p>10 女性の健康教室</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健栄養推進協議会員 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講話「血糖値下げる食事」 ・講話「貧血予防の食事」 ・講話「夏ばて・食欲不振解消する食事」 ・講話「血圧を整える食事」 ・講話「牛乳・乳製品の料理」 ・講話「食物繊維をとろう」 ・講話「肝臓を守る食事」 ・講話「コレステロール値を下げよう」 ・講話「よく噛む料理」 ・講話「選んで食べよう」 ・運動実習 ・アンケート <p>【回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 30回（年10回×3グループ、14年度は12回） <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(実)74人 (延)211人 			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細項目	保健関係	
事務事業名	個別健康教育（老成人保健）			専門部会名	福祉部会	分科会名 保健分科会
調整方針	個別健康教育については、高血圧、高脂血症、糖尿病を統一して実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町			
1 高血圧 実施していない。	1 高血圧 実施していない。	1 高血圧 実施していない。	1 高血圧 【対象】 ・基本健診の結果、最高血圧140～160mmHg、最低血圧90～95mmHgで、40歳～69歳の人 【内容】 ・食生活運動調査、尿検査、相談 【実施期間】 ・8月～3月 【回数】 ・食生活運動調査1回、尿検査4回、相談5回 【対象数】 ・25人 【参加数】 ・（実）1人（延）6人	個別健康教育の種類に違いがある。	高血圧、高脂血症、糖尿病を統一して実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。	
2 高脂血症 【対象】 ・40～65歳で2年間総コレステロールが230～250mg/dl（50歳以上の女性は240以上）の人で現在治療を受けていない人 【内容】 ・食生活状況調査、血液検査、相談、支援レター 【実施時期】 ・7月～3月 【回数】 ・食生活状況調査1回、血液検査4回、相談5回、支援レター2回 【対象数】 ・202人 【参加数】 ・（実）15人（延）150人	2 高脂血症 実施していない。	2 高脂血症 【対象】 ・40～69歳で、血液検査結果2年間以上総コレステロールが220mg/dl（50歳以上の女性の場合240mg/dl）以上の人 （医療の必要な人及び現在治療中の人を除く。） 【内容】 ・食生活運動調査、血液検査、相談、支援レター 【実施期間】 ・8月～3月 【回数】 ・食生活運動調査1回、血液検査4回、相談5回、支援レター2回 【対象数】 ・105人 【参加数】 ・（実）14人（延）148人	2 高脂血症 【対象】 ・基本健診の結果、総コレステロール値220mg/dl以上で40～69歳の人（50歳以上の女性は240mg/dl以上） 【内容】 ・食生活運動調査、血液検査、相談 【実施期間】 ・8月～3月 【回数】 ・食生活運動調査1回、血液検査4回、相談5回 【対象数】 ・84人 【参加数】 ・（実）9人（延）54人			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細項目	保健関係		
事務事業名	個別健康教育（老成人保健）			専門部会名	福祉部会	分科会名	保健分科会
調整方針							
事務事業の現況						課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>3 糖尿病(平成14年度実施)</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40～65歳で2年間以上、空腹時血糖110～139mg/dlの人で現在、治療を受けてない人 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食生活状況調査、血液検査、相談、支援レター <p>【実施時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月～12月 <p>【回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食生活状況調査1回、血液検査4回、相談5回、支援レター2回 <p>【対象数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・106人 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(実)10人 (延) 80人 	<p>3 糖尿病</p> <p>実施していない。</p>	<p>3 糖尿病</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40～60歳で、血液検査2年間以上、空腹時血糖110mg/dl以上、または、随時血糖140mg/dl以上、または、HbA1c5.6以上の人 (医療の必要な人及び現在治療中の人は除く。) <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食生活運動調査、血液検査、相談、支援レター <p>【実施期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月～2月 <p>【回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食生活運動調査1回、血液検査4回、相談5回、支援レター2回 <p>【対象数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・78人 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(実)8人(延)78人 	<p>3 糖尿病</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本健診の結果、今年度随時血糖値110～199mg/dl、HbA1c5.6～5.9%、かつ前年度の値も同様の40～69歳の人 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食生活運動調査、血液検査、相談 <p>【実施期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月～3月 <p>【回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食生活運動調査1回、血液検査4回、相談5回 <p>【対象数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40人 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(実)6人(延)36人 				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細項目	保健関係	
事務事業名	健康診査（老成人保健）			専門部会名	福祉部会	分科会名 保健分科会
調整方針	健康診査については、健康診査の種類、対象年齢を統一して実施する。徴収金については、西条市の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>1 基本健康診査 (1) 集団 【対象】 ・18歳以上の市民（年齢基準日は受診日）で職場健診有り及び循環器疾患治療中を除く</p> <p>【実施方法】 ・午前中に総合健診として、胃、大腸、肺がん検診と同時実施（午後子宮がん有り） ・肝炎ウイルス検診は節目及び要指導者等の希望者に実施 ・眼底とヘモグロビンA1cは医師の指示、それ以外は希望で実施</p> <p>【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 34日 3,682人</p> <p>(2) 個別 【対象】 ・18歳以上の市民（年齢基準日は受診日）で職場健診有り及び循環器疾患治療中を除く</p> <p>【実施方法】 ・市内医療機関に個別受診 ・眼底とヘモグロビンA1cは医師の指示、それ以外は希望で実施</p> <p>【委託先・日数及び受診数】 ・西条市医師会 8～11月 397人</p>	<p>1 基本健康診査 (1) 集団 【対象】 ・40歳以上の人（年齢基準日は受診日）</p> <p>【実施方法】 ・総合健診として、胃、大腸、肺がん、腹部超音波検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診（節目検診）を併せる</p> <p>【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 25日 2,370人</p> <p>(2) 個別 【対象】 ・40歳以上の人（年齢基準日は受診日）</p> <p>【実施方法】 ・東予市、周桑郡内の医療機関で個別受診</p> <p>【委託先・日数及び受診数】 ・周桑医師会及び周桑病院企業団 8～11月 293人（平成14年度からは8～10月）</p>	<p>1 基本健康診査 (1) 集団 【対象】 ・30歳以上の人（年齢基準日は年末）</p> <p>【実施方法】 ・総合健診として、胃・大腸・肺がん、骨粗鬆症を併わず ・肝炎ウイルス検診節目検診</p> <p>【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 4日 581人</p> <p>(2) 個別 【対象】 ・40～69歳（年齢基準日は年末）で、職場健診及び治療中の人を除く</p> <p>【実施方法】 ・東予市、周桑郡内の医療機関に個別受診</p> <p>【委託先・日数及び受診数】 ・周桑医師会及び周桑病院企業団 8～11月 740人（平成14年度からは8～10月）</p>	<p>1 基本健康診査 (1) 集団 【対象】 ・40歳以上の人で、病院や職場等で健診を受けていない人（年齢基準日は年度末）</p> <p>【実施方法】 ・総合健診として、胃・大腸・肺がんを併わず ・肝炎ウイルス検診節目検診は節目の希望者に実施</p> <p>【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 12日 1,244人（肝炎ウイルス検診 196人）</p> <p>(2) 個別 【対象】 ・希望調査で受診希望していたが、4月、8月の総合健診で未受診の人及び希望調査であいまいな理由で受けずとしていた人で、40歳以上（年齢基準日は年度末）</p> <p>【実施方法】 ・東予市及び周桑郡内の医療機関に個別受診</p> <p>【委託先・日数及び受診数】 ・周桑医師会及び周桑病院企業団 9～11月 256人（平成14年度からは9～10月）</p>	<p>健康診査の種類に違いがある。</p> <p>対象者の年齢基準に違いがある。</p>	<p>健康診査の種類については、次のとおりとする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総合健診 基本健診、胃・肺・大腸・子宮・乳・前立腺がん検診、腹部超音波検診 2 個別基本健診 3 骨粗鬆症検診 4 肺がんCT検診 5 肺がん・結核検診 <p>対象年齢については、原則として18歳以上（受診日現在）とするが、結核検診は15歳以上、大腸がん・腹部超音波検診30歳以上、乳がんマンモグラフィ・肺がんCT検診は40歳以上、前立腺がん検診は50歳以上、骨粗鬆症検診は40・45・50・55・60・65歳とする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細項目	保健関係	
事務事業名	健康診査（老成人保健）			専門部会名	福祉部会	分科会名 保健分科会
調整方針						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>2 胃がん検診</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上の市民(年齢基準日は受診日) <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前中に総合健診として、基本、大腸、肺がん検診と同時実施(午後子宮がん有り) <p>【委託先・日数及び受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 27日 2,201人 ・愛媛県総合保健協会 7日 677人 	<p>2 胃がん検診</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上の人（年齢基準日は受診日） <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生連委託の総合健診 ・H14年度からは総合保健協会委託分は超音波と併せて実施 <p>【委託先・日数及び受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 24日 1,440人 ・愛媛県総合保健協会 10日 145人 	<p>2 胃がん検診</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30歳以上の人（年齢基準日は年末） <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生連委託の総合健診 ・大腸がん、超音波、骨粗鬆症健診と併せて実施 <p>【委託先・日数及び受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 4日 379人 ・愛媛県総合保健協会 8日 230人 	<p>2 胃がん検診</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上で、会社や医療機関で検診を受けていない人（年齢基準日は年度末） <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生連委託の総合健診 ・9月に大腸がんと併せて実施 ・日曜検診（大腸・肺・エコー・マンモ・骨粗鬆症検診と併せて実施） <p>【委託先・日数及び受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 15日 1,044人 			
<p>3 肺がん検診</p> <p>(1) 読影</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上の市民（年齢基準日は受診日） <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前中に総合健診として、基本、大腸、胃がん検診と同時実施（午後子宮がん有り） <p>【委託先・日数及び受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 9日 930人 ・愛媛県総合保健協会 25日 2,481人 <p>(2) 喀痰</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上の市民（年齢基準日は受診日） ・喫煙指数が600以上の人、6か月以内に血痰のあった人、特殊な職場環境の経験者の人 <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前中に総合健診として、基本、大腸、胃がん検診と同時実施（午後子宮がん有り） <p>【委託先・日数及び受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 9日 40人 ・愛媛県総合保健協会 25日 70人 	<p>3 肺がん検診</p> <p>(1) 読影</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上の人（年齢基準日は受診日） <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生連委託の総合健診 ・総合保健協会委託の単独で巡回検診 <p>【委託先・日数及び受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 24日 882人 ・愛媛県総合保健協会 10日（48か所）1,814人 <p>(2) 喀痰</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50歳以上で喫煙指数が600以上、6か月以内に血痰のあった人、特殊な職場環境の人（年齢基準日は受診日） <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生連委託分は総合健診 ・総合保健協会分は単独で巡回検診 <p>【委託先・日数及び受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 24日 21人 ・愛媛県総合保健協会 10日 26人 	<p>3 肺がん検診</p> <p>(1) 読影</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30歳以上の人（年齢基準日は年末） <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生連委託の総合健診 ・単独で巡回検診 <p>【委託先・日数及び受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 4日 510人 ・愛媛県総合保健協会 5日（36か所） 585人 <p>(2) 喀痰</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50歳以上（年齢基準日は年末）で喫煙指数が600以上の人、6か月以内に血痰のあった人、特殊な職場環境の経験者の人 <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生連委託の総合健診 ・単独で巡回検診 <p>【委託先・日数及び受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 4日 15人 ・愛媛県総合保健協会 5日（36か所） 15人 	<p>3 肺がん検診</p> <p>(1) 読影</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上で、会社や医療機関で検診を受けていない人（年齢基準日は年度末） <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月、8月の総合健診（基本健診、胃・大腸・肺がん検診） ・単独で巡回検診 ・日曜検診（胃・大腸・エコー・マンモ・骨粗しょう症検診）の中でも1日間実施 <p>【委託先・日数及び受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 1日 9人（日曜検診のみ） ・愛媛県総合保健協会 17日 1,409人 <p>(2) 喀痰</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50歳以上で喫煙指数が600以上の人（年齢基準日は年度末） ・6か月以内に血痰のあった人 <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合健診で実施（総合保健協会に委託） ・単独で巡回検診（肺がん検診と一緒に） <p>【委託先・日数及び受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 1日 0人（日曜検診のみ） ・愛媛県総合保健協会 17日 73人 			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細項目	保健関係		
事務事業名	健康診査（老成人保健）			専門部会名	福祉部会	分科会名	保健分科会
調整方針							
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町				
(3) CT・CR 実施していない。	(3) CT・CR 実施していない。	(3) CT・CR 【対象】 ・40歳以上の人（年齢基準日は年末） 【実施方法】 ・CT・CRのみの検診 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県総合保健協会 4日 143人	(3) CT・CR 実施していない。				
4 大腸がん検診 【対象】 ・40歳以上の市民（年齢基準日は受診日） 【実施方法】 ・午前中に総合健診として、基本、胃がん・肺がん検診と同時実施（午後子宮がん有り） 【委託先・日数及び受診数】 ・西条市医師会 34日 2,938人	4 大腸がん検診 【対象】 ・40歳以上の人（年齢基準日は受診日） 【実施方法】 ・厚生連委託分は総合健診として ・総合保健協会分は胃がん、子宮がん検診と併せて実施 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 24日 1,596人 ・愛媛県総合保健協会 10日 81人	4 大腸がん検診 【対象】 ・30歳以上の人（年齢基準日は年末） 【実施方法】 ・厚生連委託の総合健診 ・胃及び子宮がん、超音波、骨粗鬆症検診と併せて実施 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 4日 421人 ・愛媛県総合保健協会 15日 271人	4 大腸がん検診 【対象】 ・40歳以上で、会社や医療機関で検診を受けていない人（年齢基準日は年度末） 【実施方法】 ・総合健診（基本健診、胃・肺がん検診）の中で実施 ・9月に胃がん検診と併せて実施 ・日曜検診 （胃・肺・エコー・マンモ・骨粗しょう症検診） 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 15日 1,265人				
5 子宮がん検診 【対象】 ・18歳以上の市民（年齢基準日は受診日） 【実施方法】 ・総合健診として、基本、大腸、胃がん ・肺がん検診同時実施日の午後実施 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県総合保健協会 14日 1,372人	5 子宮がん検診 【対象】 ・30歳以上の人（年齢基準日は受診日） 【実施方法】 ・乳がん検診（触診）とあわせて実施 （H14年度は骨密度測定も同時実施） 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県総合保健協会 11日 358人	5 子宮がん検診 【対象】 ・30歳以上の人（年齢基準日は年末） 【実施方法】 ・大腸がん検診と併せて実施 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県総合保健協会 7日 287人	5 子宮がん検診 【対象】 ・30歳以上の女性で、会社や医療機関で検診を受けていない人（年齢基準日は年度末） 【実施方法】 ・乳がん検診、骨粗しょう症検診とセットで実施 【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県総合保健協会 9日 712人				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細項目	保健関係		
事務事業名	健康診査（老成人保健）			専門部会名	福祉部会	分科会名	保健分科会
調整方針							
事務事業の現況							課題
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>6 乳がん検診 （1）集団 【対象】 ・18歳以上の市民（年齢基準日は受診日）</p> <p>【実施方法】 ・外科医による問診、視診、触診</p> <p>【委託先・日数及び受診数】 ・西条市医師会 3日 336人</p> <p>（2）個別 【対象】 ・30歳以上の市民（年齢基準日は受診日） ・既婚者については30歳未満も可 ・乳房疾患治療中は不可</p> <p>【実施方法】 ・市内医療機関（外科）に個別受診</p> <p>【委託先・日数及び受診数】 ・西条市医師会 8～11月 183人</p>	<p>6 乳がん検診 （1）集団 【対象】 ・30歳以上の人（年齢基準日は受診日）</p> <p>【実施方法】 ・視触診とマンモグラフィーは別日程で実施</p> <p>【委託先・日数及び受診数】 ・視触診 周桑医師会 10日 358人 ・マンモグラフィー 愛媛県厚生農業協同組合連合会 10日 421人</p> <p>（2）個別 実施していない。</p>	<p>6 乳がん検診 （1）集団 【対象】 ・30歳以上の人、マンモグラフィーについては50歳以上の人（年齢基準日は年末）</p> <p>【実施方法】 ・視触診とマンモグラフィーを併せて実施</p> <p>【委託先・日数及び受診数】 ・視触診 周桑医師会 7日 245人 ・マンモグラフィー 愛媛県総合保健協会 7日 213人</p> <p>（2）個別 実施していない。</p>	<p>6 乳がん検診 （1）集団 【対象】 ・30歳以上の女性で、会社や医療機関で検診を受けていない人 ・マンモグラフィーは50歳以上の人（年齢基準日は年度末）</p> <p>【実施方法】 ・日曜検診でマンモグラフィー1回と、女性の検診として、子宮がん検診、骨粗しょう症検診とセットで実施 ・マンモグラフィーは50歳以上の人で2年に1回実施（マンモは14年度より実施予定）</p> <p>【委託先・日数・受診数】 ・視触診 周桑医師会 9日 744人 ・マンモグラフィー 愛媛県厚生農業協同組合連合会 1日 30人（H14年度 愛媛県総合保健協会）</p> <p>（2）個別 実施していない。</p>				
<p>7 骨粗鬆症検診 実施していない。</p>	<p>7 骨粗鬆症 【対象】 ・40歳以上の人（年齢基準日は受診日）</p> <p>【実施方法】 ・厚生連委託分は総合検診（保健センター実施分）として実施 （H14年度は子宮がん検診と併せて総合保健協会へも委託して実施）</p> <p>【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 12日 548人</p>	<p>7 骨粗鬆症検診 【対象】 ・30歳以上の人（年齢基準日は年末）</p> <p>【実施方法】 ・厚生連委託の総合健診 ・胃及び大腸がん、超音波検診と併せて実施</p> <p>【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 4日 276人 ・愛媛県総合保健協会 5日 125人</p>	<p>7 骨粗鬆症検診 【対象】 ・30歳以上の女性（年齢基準日は年度末）</p> <p>【実施方法】 ・日曜検診 ・乳がん、子宮がん検診とセットで実施</p> <p>【委託先・日数及び受診数】 ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 1日 41人 ・愛媛県総合保健協会 9日 217人</p>				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細項目	保健関係	
事務事業名	健康診査（老成人保健）			専門部会名	福祉部会	分科会名 保健分科会
調整方針						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>8 腹部超音波検診</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上の市民(年齢基準日は受診日) <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合健診に併せて1日(山間部)、単独で7日 <p>【委託先・日数及び受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 8日 626人 	<p>8 腹部超音波検診</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上の人(年齢基準日は受診日) <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本健診と併せて総合健診として実施 ・単独検診で各公民館において実施 <p>【委託先・日数及び受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 19日 1,029人 (H14年度からは総合保健協会へも委託) 	<p>8 腹部超音波検診</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30歳以上の人(年齢基準日は年末) <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胃及び大腸がん、骨粗鬆症検診と併わせて実施 <p>【委託先・日数及び受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県総合保健協会 8日 300人 	<p>8 腹部超音波検診</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内在住の人 <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日曜検診 ・単独実施 <p>【委託先・日数及び受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 2日 61人 			
<p>9 前立腺がん検診</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・55歳以上の男性(年齢基準日は受診日) <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泌尿器科医による、問診、腫瘍マーカー直腸診 <p>【委託先・日数及び受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立がんセンター 2日 275人 	<p>9 前立腺がん検診</p> <p>実施していない。</p>	<p>9 前立腺がん検診</p> <p>実施していない。</p>	<p>9 前立腺がん検診</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上の男性(14年度から実施) (年齢基準日は年度末) <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合健診で実施(集団のみ) ・希望の有無は問診で確認 <p>【委託先・日数及び受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 12日 89人 (14年度) 			
<p>10 甲状腺がん検診</p> <p>実施していない。</p>	<p>10 甲状腺がん検診</p> <p>実施していない。</p>	<p>10 甲状腺がん検診</p> <p>実施していない。</p>	<p>10 甲状腺がん検診</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上の人(14年度から実施) (年齢基準日は年度末) <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合健診で実施(集団のみ) ・検診受診希望の有無は問診で確認 <p>【委託先・日数及び受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 12日 165人 (14年度) 			
<p>11 結核検診</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15歳以上の市民(学校・職場で検診機会のない者) (年齢基準日は受診日) <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単独 <p>【委託先・日程・受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合保健協会 7日 566人 ・保健所(山間部) 1日 16人 	<p>11 結核検診</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15歳以上の人(年齢基準日は受診日) <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生連委託で総合健診として実施 ・総合保健協会委託で市内巡回検診 <p>【委託先・日程・受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 12日 884人 ・愛媛県総合保健協会 10日 1,856人 	<p>11 結核検診</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15歳以上の人(年齢基準日は年末) <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生連委託の総合健診 ・単独で巡回検診 <p>【委託先・日数及び受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県厚生農業協同組合連合会 4日 525人 ・愛媛県総合保健協会 5日(36カ所) 600人 	<p>11 結核検診</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15歳以上の人(年齢基準日は年度末) <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肺がん検診とセットで実施 <p>【委託先・日数・受診数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県総合保健協会 17日 1,438人 			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（保健関係）の取扱い				細項目	保健関係						
事務事業名	健康診査（老成人保健）				専門部会名	福祉部会	分科会名	保健分科会				
調整方針												
事務事業の現況										課題	具体的な調整内容	
西条市			東予市			丹原町			小松町			徴収金額に違いがある。 西条市の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
12 徴収金 単位：円			12 徴収金 単位：円			12 徴収金 単位：円			12 徴収金 単位：円			
項目	徴収金額			項目	徴収金額			項目	徴収金額			
	個別	集団	70歳以上		個別	集団	70歳以上		個別	集団	70歳以上	
基本健診	0	0	0	基本健診	0	0	0	基本健診	0	0	0	
胃がん検診	-	0	0	胃がん検診	-	900	0	胃がん検診	-	0	0	
肺がん検診(読影)	-	0	0	肺がん検診(読影)	-	0	0	肺がん検診(読影)	-	0	0	
肺がん検診(喀痰)	-	0	0	肺がん検診(喀痰)	-	500	0	肺がん検診(喀痰)	-	0	0	
肺がん検診(CR)	-	-	-	肺がん検診(CR)	-	-	-	肺がん検診(CR)	-	-	-	
肺がん検診(CT)	-	-	-	肺がん検診(CT)	-	-	-	肺がん検診(CT)	-	-	-	
肺がん検診(CR・CT)	-	-	-	肺がん検診(CR・CT)	-	-	-	肺がん検診(CR・CT)	-	-	-	
大腸がん検診	-	0	0	大腸がん検診	-	500	0	大腸がん検診	-	0	0	
子宮がん検診	-	0	0	子宮がん検診	-	600	0	子宮がん検診	-	0	0	
乳がん検診(触診)	0	0	0	乳がん検診(触診)	-	300	0	乳がん検診(触診)	-	0	0	
乳がん検診 (マンモグラフィ)	-	-	-	乳がん検診 (マンモグラフィ)	-	1,800	1,800	乳がん検診 (マンモグラフィ)	-	1,500	1,500	
骨粗鬆症検診	-	0	0	骨粗鬆症検診	-	1,000	1,000	骨粗鬆症検診	-	1,000	1,000	
腹部超音波検診	-	0	0	腹部超音波検診	-	1,500	1,500	腹部超音波検診	-	1,000	1,000	
前立腺がん検診	-	0	0	前立腺がん検診	-	-	-	前立腺がん検診	-	2,100	2,100	
甲状腺がん検診	-	-	-	甲状腺がん検診	-	-	-	甲状腺がん検診	-	2,100	2,100	
結核検診	-	0	0	結核検診	-	0	0	結核検診	-	0	0	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（保健関係）の取扱い	細項目	保健関係		
事務事業名	総合健康相談（老成人保健）	専門部会名	福祉部会	分科会名	保健分科会
調整方針	総合健康相談については、新市移行後速やかに調整する。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町		
<p>1 定例健康相談</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上の人 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康に関する指導、助言 ・血圧測定、検尿（必要な人のみ） <p>【場所及び回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校区定例健康相談（保健センター、公民館、集会所） 132回 ・老人デイサービス（交流センター等） 48回 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（実）（延）ともに同数 ・校区定例健康相談（保健センター、公民館、集会所） 1,512人 ・老人デイサービス（交流センター等） 678人 	<p>1 定期健康相談</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に制約なし <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・血圧測定、検尿、体脂肪率測定（必要に応じて）、保健・栄養指導 <p>【場所及び回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センター 12回 ・公民館 10回 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（実）110人 （延）131人 	<p>1 定例健康相談</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30歳以上の人 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・血圧測定、検尿（必要な人のみ）、体脂肪率測定、ヘルスアセスメント、保健・栄養指導、健康教育用パネルの展示 <p>【場所及び回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センター 6回 ・各公民館 8回 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（実）67人 （延）67人 	<p>1 定例健康相談</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談を希望する人 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別相談 <p>【場所及び回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センター 44回 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（実）25人 （延）25人 	<p>対象、内容、回数に違いがある。</p>	<p>新市移行後速やかに調整する。</p>
<p>2 結果相談</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合健診、個別健診受診者 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診結果の説明、事後指導 ・血圧測定、検尿（必要な人のみ） ・医師の講話 ・ヘルスアセスメントの実施 <p>【場所及び回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センター、公民館 19回 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（実）325人 （延）325人 	<p>2 結果相談</p> <p>毎月実施している保健センターでの健康相談会をその場としている。</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本健康診査の結果、指導の必要な人 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な人のみ血圧・検尿・体脂肪率測定、保健・栄養指導、ヘルスアセスメント、医療機関委託健診結果報告会時にはPCにて説明 <p>【場所及び回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センター 13回 ・各公民館 7回 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（実）664人 （延）664人 	<p>2 結果相談</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本健診結果総合判定要医療・要指導bの人 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診結果の説明、事後指導 ・血圧測定 ・ヘルスアセスメントの実施（H14年度より） <p>【場所及び回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センター及び改善センター 9回 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（実）217人 （延）217人 			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細項目	保健関係	
事務事業名	総合健康相談（老成人保健）			専門部会名	福祉部会	分科会名 保健分科会
調整方針						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>3 臨時健康相談</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山間部健康相談、校区文化祭、健康づくり参加者 ・結核検診受診者 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康に関する指導、助言 ・血圧測定、検尿（必要な人のみ） <p>【場所及び回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館、集会所 14回 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（実）576人 （延）576人 	<p>3 臨時健康相談</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デイサービス参加者 ・ウォーキング教室参加者 ・独居老人の会（敬老の家事業）参加者 ・保健センター来所者 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・血圧測定、保健指導 <p>【場所及び回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センター、体育館、集会所など 79回 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（実）913人 （延）913人 	<p>3 臨時健康相談</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肺がん健診受診者 ・健康教育参加者 ・デイサービス（JA女性部主催）参加者 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・血圧測定及び指導 <p>【場所及び回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各集会所 38回 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（実）564人 （延）564人 	<p>3 臨時健康相談</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談を希望する人 ・老人クラブ会員 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康チェック（血圧・検尿・体脂肪測定） ・個別相談 <p>【場所及び回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集会所、保健センター、改善センター 118回 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（実）278人 （延）1,306人 			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細項目	保健関係		
事務事業名	重点健康相談（老成人保健）			専門部会名	福祉部会	分科会名	保健分科会
調整方針	重点健康相談については、新市移行後速やかに調整する。						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>1 高血圧</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診時、血圧要注意者 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高血圧の栄養診断、指導 <p>【場所及び回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センター、公民館、西条市農協 21回 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（実）165人（延）165人 	<p>1 高血圧</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高血圧で食生活指導の必要な人 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養指導、生活指導 <p>【場所及び回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者小規模作業所 3回 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（実）16人（延）42人 	<p>1 高血圧</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高血圧で食生活指導の必要な人 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活指導、栄養指導 <p>【場所及び回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各公民館及び保健センター 2回 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（実）3人（延）3人 	<p>1 高血圧</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高血圧で食生活指導の必要な人 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養指導 <p>【場所及び回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センター 1回 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（実）3人（延）3人 	健康相談の種類に違いがある。	新市移行後速やかに調整する。		
<p>2 高脂血症</p> <p>実施していない。</p>	<p>2 高脂血症</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高脂血症で食生活指導の必要な人 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養指導、生活指導 <p>【場所及び回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センター 3回 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（実）30人（延）94人 	<p>2 高脂血症</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高脂血症で食生活指導の必要な人 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活指導、栄養指導 <p>【場所及び回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各公民館及び保健センター 9回 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（実）13人（延）14人 	<p>2 高脂血症</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高脂血症で食生活指導の必要な人 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養指導 <p>【場所及び回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センター 3回 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（実）11人（延）11人 				
<p>3 糖尿病</p> <p>実施していない。</p>	<p>3 糖尿病</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病で食生活指導の必要な人 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養指導 <p>【場所及び回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センター 3回 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（実）24人（延）47人 	<p>3 糖尿病</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病で食生活指導の必要な人 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活指導、栄養指導 <p>【場所及び回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各公民館及び保健センター 8回 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（実）12人（延）12人 	<p>3 糖尿病</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病で食生活指導の必要な人 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養指導 <p>【場所及び回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センター 1回 <p>【参加数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（実）4人（延）4人 				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細項目	保健関係		
事務事業名	重点健康相談（老成人保健）			専門部会名	福祉部会	分科会名	保健分科会
調整方針							
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>4 歯周疾患 【対象】 ・健診受診者</p> <p>【内容】 ・歯科相談</p> <p>【場所及び回数】 ・保健センター 5回</p> <p>【参加数】 ・（実）8人（延）8人</p>	<p>4 歯周疾患 【対象】 ・歯の健康に関心がある人</p> <p>【内容】 ・歯に関する相談及び在宅歯科診療の紹介</p> <p>【場所及び回数】 ・保健センター 12回</p> <p>【参加数】 ・（実）12人（延）12人</p>	<p>4 歯周疾患（14年度実施） 【対象】 ・歯の健康に関心のある人</p> <p>【内容】 ・歯に関する相談</p> <p>【場所及び回数】 ・各公民館及び保健センター 4回</p> <p>【参加数】 ・（実）8人（延）8人</p>	<p>4 歯周疾患 実施していない。</p>				
<p>5 骨粗鬆症 実施していない。</p>	<p>5 骨粗鬆症 【対象】 ・骨粗鬆症検診で要経過観察の人</p> <p>【内容】 ・丈夫な骨（元気なからだ）に関する相談</p> <p>【場所及び回数】 ・保健センター 1回</p> <p>【参加数】 ・（実）15人（延）15人</p>	<p>5 骨粗鬆症 実施していない。</p>	<p>5 骨粗鬆症 実施していない。</p>				
<p>6 病態別 【対象】 ・疾患別に食事指導の必要な人</p> <p>【内容】 ・栄養相談、ヘルスアセスメントの実施</p> <p>【場所及び回数】 ・校区定例健康相談（保健センター、公民館、集会所）27回 ・結果相談会（保健センター、公民館）19回 ・生活習慣改善学級 2回</p> <p>【参加数】 （実）（延）ともに同数 ・校区定例健康相談 81人 ・結果相談会 124人 ・生活習慣改善学級 23人</p>	<p>6 病態別（肥満） 【対象】 ・肥満傾向で食生活指導の必要な人</p> <p>【内容】 ・栄養指導、生活指導</p> <p>【場所及び回数】 ・保健センター 3回</p> <p>【参加数】 ・（実）45人（延）50人</p>	<p>6 病態別 【対象】 ・各疾患で食事指導の必要な人</p> <p>【内容】 ・生活・栄養指導</p> <p>【場所及び回数】 ・各公民館及び保健センター 1回</p> <p>【参加数】 ・（実）1人（延）1人</p>	<p>6 病態別（病態別栄養相談） 【対象】 ・食事指導の必要な人</p> <p>【内容】 ・栄養指導</p> <p>【場所及び回数】 ・保健センター 1回</p> <p>【参加数】 ・（実）2人（延）2人</p>				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細項目	保健関係	
事務事業名	介護家族健康相談（老成人保健）			専門部会名	福祉部会	分科会名 保健分科会
調整方針	介護家族健康相談については、新市移行後速やかに、総合健康相談を活用するよう調整する。					
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
実施していない。	<p>【対象】 ・介護をしている人</p> <p>【内容】 ・元気で介護ができるよう、介護者の健康に関する相談及び介護についての相談</p> <p>【場所及び回数】 ・公民館 3回</p> <p>【参加数】 ・（実）36人 （延）36人</p>	実施していない。	<p>平成13年度まで実施し、14年度は実施していない。</p> <p>【対象】 ・介護者</p> <p>【内容】 （在宅介護支援センター主催） ・保健師個別相談</p> <p>【場所及び回数】 ・各地区集会所19か所 19回</p> <p>【参加数】 ・（実）136人 （延）136人</p>	東予市のみ実施している。	新市移行後速やかに、総合健康相談を活用するよう調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（保健関係）の取扱い	細項目	保健関係		
事務事業名	予防接種	専門部会名	福祉部会	分科会名	保健分科会
調整方針	予防接種については、西条市の例により調整する。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町		
<p>1 個別接種</p> <p>【種別及び接種数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三種混合 (1回)671人 (2回)654人 (3回)632人 (追加)571人 ・二種混合 (2期)392人 ・麻疹 632人 ・風疹 (幼児)589人 (経過措置)243人 ・日本脳炎 (幼児) (1回)512人 (2回)503人 (追加)429人 (学生) (2期)362人 (3期)216人 ・インフルエンザ 5,002人 <p>【委託機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西条市内22医療機関 (インフルエンザは38医療機関) <p>【周知方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出生届時に育児のしおり(冊子)を交付 ・広報及び健康カレンダーに掲載 ・学生には学校を通じ全対象者に接種券と併せて周知文書を配布、健康だよりでの周知 ・インフルエンザは全員個人通知 <p>【市町外者の取り扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西条市の住民が他市町村で接種する場合 乳幼児 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの申請書の提出 ・市町村長宛(接種地)に予防接種依頼書を送付 ・費用は依頼先市町村の方針による 高齢者(インフルエンザ) <ul style="list-style-type: none"> ・被接種者からの申請書の提出 ・医療機関の名称、市町村長との委託契約締結の有無を確認(契約締結が実施の条件) ・接種地の市町村又は医療機関に依頼書を送付 ・費用は、依頼先が市町村の場合は当該市町村方針で、医療機関の場合は全額個人負担 ・他市町村の住民が西条市で接種する場合 乳幼児 <ul style="list-style-type: none"> ・他市町村からの依頼書により実施 ・接種券を交付 ・費用は無料 高齢者(インフルエンザ) <ul style="list-style-type: none"> ・他市町村からの依頼書により実施 ・接種券を交付 ・費用は全額個人負担 <p>【インフルエンザ徴収金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,000円 	<p>1 個別接種</p> <p>【種別及び接種数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三種混合 (1回)259人 (2回)254人 (3回)248人 (追加)247人 ・麻疹 270人 ・風疹 274人 ・日本脳炎 (1回)303人 (2回)277人 (追加)258人 ・インフルエンザ 2,569人 <p>【委託機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東予市・周桑郡内18医療機関 (インフルエンザは34医療機関) <p>【周知方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三種混合・麻疹・風疹・日本脳炎の予診票、説明文などをまとめてファイルにとじ、4ヶ月健診時に説明して個別に渡す。 ・インフルエンザは広報のみ <p>【市町外者の取り扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東予市の住民が他市町村で接種する場合 乳幼児 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村長宛に予防接種依頼書を送付 ・費用は依頼先市町村の方針による 高齢者インフルエンザ <ul style="list-style-type: none"> ・本人の申し出により、接種地の市町村または、医療機関宛依頼書を送付(医療機関の場合は、市町村と契約が結ばれているところに限る) ・費用は、依頼先市町村の方針による ・他市町村の住民が東予市で接種する場合 乳幼児 <ul style="list-style-type: none"> ・他市町村からの依頼書により実施 ・費用は全額個人負担 高齢者インフルエンザ <ul style="list-style-type: none"> ・他市町村から、東予市または医療機関宛への依頼書により実施予定 ・費用は全額個人負担 <p>【インフルエンザ徴収金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,000円 	<p>1 個別接種</p> <p>【種別及び接種数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三種混合 (1回)103人 (2回)98人 (3回)93人 (追加)87人 ・麻疹 105人 ・風疹 96人 ・日本脳炎 (1回)89人 (2回)80人 (追加)84人 ・インフルエンザ 1,283人 <p>【委託機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東予市・周桑郡内18医療機関 (インフルエンザは34医療機関) <p>【周知方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1~2ヶ月児に予診票及び説明書を個人通知 ・広報 ・インフルエンザは広報のみ <p>【市町外者の取り扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丹原町の住民が他市町村で接種する場合 乳幼児 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの申請書の提出 ・接種地市町村長宛に予防接種依頼書を送付 ・費用は依頼先市町村の方針による 高齢者インフルエンザ <ul style="list-style-type: none"> ・被接種者からの届出 ・医療機関の名称、市町村長との委託契約締結の有無を確認(契約締結が実施の条件) ・他市町村の住民が丹原町で接種する場合 乳幼児 <ul style="list-style-type: none"> ・他市町村からの依頼書により実施 ・予診票を交付 ・費用は全額保護者負担 高齢者インフルエンザ <ul style="list-style-type: none"> ・他市町村からの依頼書により実施 ・予診票を交付 ・費用は全額個人負担 <p>【インフルエンザ徴収金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1,000円 	<p>1 個別接種</p> <p>【種別及び接種数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三種混合 (1回)71人 (2回)68人 (3回)64人 (追加)65人 ・麻疹 65人 ・風疹 60人 ・日本脳炎 (1回)62人 (2回)57人 (追加)35人 ・インフルエンザ 975人 <p>【委託機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東予市・周桑郡内18医療機関 (インフルエンザは34医療機関) <p>【周知方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別通知(対象年齢になった翌月の月初めに送付) ・健診時に接種状況を確認し、接種を勧める ・インフルエンザは13年度は個別通知、14年度は広報のみ <p>【市町外者の取り扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小松町の住民が他市町村で接種する場合 乳幼児 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの申請 ・接種地市町村長宛に予防接種依頼書を送付 ・費用は、依頼先市町村の方針によるが、自己負担 高齢者インフルエンザ <ul style="list-style-type: none"> ・被接種者からの申請 ・接種医療機関に依頼書を送付 ・他市町村の住民が小松町で接種する場合 乳幼児 <ul style="list-style-type: none"> ・他市町村からの依頼書により実施 ・予診票を交付 ・費用は全額保護者負担 高齢者インフルエンザ <ul style="list-style-type: none"> ・他市町村からの依頼書により実施 ・予診票を交付 ・費用は全額個人負担 <p>【インフルエンザ徴収金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1,000円 	<p>学童の二種混合、日本脳炎は、西条市のみ個別接種で実施している。 周知方法が異なる。 他市町村の住民が接種する場合の乳幼児については、西条市のみ無料にしている。</p>	<p>西条市の例により調整する。</p>

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細項目	保健関係		
事務事業名	予防接種			専門部会名	福祉部会	分科会名	保健分科会
調整方針							
事務事業の現況						課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>2 集団接種</p> <p>【種別及び接種数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポリオ 815人 ・ツ反BCG (幼児)ツ反 689人 BCG646人 (学生)ツ反1,800人 BCG710人 <p>【周知方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児 出生時に育児のしおり交付、広報、健康カレンダー ・学生 学校長宛通知、広報 <p>【市町外者の取り扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西条市の住民が他市町村で接種する場合 保護者からの申請書の提出 市町村長宛(接種地)に予防接種依頼書を送付 費用は依頼先市町村の方針による ・他市町村の住民が西条市で接種する場合 他市町村からの依頼書により実施 費用は無料 	<p>2 集団接種</p> <p>【種別及び接種数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポリオ 631人 ・ツ反 (乳幼児)283人 (児童)1,008人 ・BCG (乳幼児)277人 (児童)380人 ・二種混合 313人 ・日本脳炎 (2期)278人 (3期)375人 <p>【周知方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児 4か月・1歳6か月・3歳児健診、7か月児相談会の集団指導時に説明 市民カレンダーへの掲載 ・児童 学校長宛通知し、学校が保護者に文書で周知 <p>【市町外者の取り扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東予市の住民が他市町村で接種する場合 保護者からの申請書の提出 市町村長宛(接種地)に予防接種依頼書を送付 費用は依頼先市町村の方針による ・他市町村の住民が東予市で接種する場合 他市町村からの依頼書により実施 費用は無料 	<p>2 集団接種</p> <p>【種別及び接種数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポリオ 244人 ・ツ反 (乳幼児)105人 (児童)418人 ・BCG (乳幼児)103人 (児童)151人 ・二種混合 125人 ・日本脳炎 (2期)137人 (3期)109人 <p>【周知方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児 4・7か月児相談会の集団指導時 広報、健康カレンダー、愛媛新聞掲載 ・児童 学校長宛通知し、学校が保護者に文書で周知 <p>【市町外者の取り扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丹原町の住民が他市町村で接種する場合 保護者からの申請書の提出 市町村長宛(接種地)に予防接種依頼書を送付 費用は依頼先市町村の方針による ・他市町村の住民が丹原町で接種する場合 他市町村からの依頼書により実施 費用は無料 	<p>2 集団接種</p> <p>【種別及び接種数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポリオ 164人 ・ツ反 (乳幼児)73人 (児童)279人 ・BCG (乳幼児)69人 (児童)150人 ・二種混合 83人 ・日本脳炎 (2期)79人 (3期)122人 <p>【周知方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児 初回対象者には個別通知 広報で周知 ・児童 学校(養護教諭)を通じて予診票、説明文を配布、学校が保護者に文書で周知 <p>【市町外者の取り扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小松町の住民が他市町村で接種する場合 保護者からの申請書の提出 市町村長宛(接種地)に予防接種依頼書を送付 費用は依頼先市町村の方針による ・他市町村の住民が小松町で接種する場合 他市町村からの依頼書により実施 費用は無料 	<p>学童の二種混合、日本脳炎は、西条市のみ集団接種で実施していない。 周知方法が異なる。</p>		<p>西条市の例により調整する。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細項目	保健関係																																						
事務事業名	保健センターの管理運営			専門部会名	福祉部会	分科会名 保健分科会																																					
調整方針	現行のまま4保健センターを新市に引き継ぎ、合併時に調整する。																																										
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容																																						
西条市	東予市	丹原町	小松町																																								
<p>【名称】 西条市保健センター</p> <p>【位置】 西条市明屋敷60番地</p> <p>【建築年次外】 昭和55年 鉄筋コンクリート2階部分買収改造</p> <p>【延べ床面積】 715.93㎡</p> <p>【開館時間】 午前8時30分～午後5時</p> <p>【位置付け】 保健センターとして独立の課</p> <p>【職員数】 <table border="0"> <tr><td>所長</td><td>事務</td><td>1人</td></tr> <tr><td>保健管理係</td><td>事務</td><td>3人</td></tr> <tr><td>保健指導係</td><td>保健師</td><td>9人</td></tr> <tr><td></td><td>理学療法士</td><td>1人</td></tr> <tr><td></td><td>看護師</td><td>1人（嘱託）</td></tr> <tr><td></td><td>栄養士</td><td>1人（嘱託）</td></tr> </table> </p> <p>【管理体制】 ・複合施設であるため光熱費等については施設係</p>	所長	事務	1人	保健管理係	事務	3人	保健指導係	保健師	9人		理学療法士	1人		看護師	1人（嘱託）		栄養士	1人（嘱託）	<p>【名称】 （東予市総合福祉センター） 東予市保健センター</p> <p>【位置】 東予市周布606番地1</p> <p>【建築年次外】 平成10年2月完成 鉄骨鉄筋コンクリート造2階建</p> <p>【延べ床面積】 3,678.69㎡ 内保健専用 550.54㎡ 内共有部分 163.50㎡</p> <p>【開館時間】 午前8時30分～午後5時</p> <p>【位置付け】 保健介護課</p> <p>【職員数】 <table border="0"> <tr><td>課長</td><td>1人</td></tr> <tr><td>保健師</td><td>7人</td></tr> <tr><td>看護師</td><td>2人（内1人嘱託）</td></tr> <tr><td>栄養士</td><td>2人（嘱託）</td></tr> </table> </p> <p>【管理体制】 ・複合施設の為、福祉事務所が管理負担 ・保健センター部門についての使用は申し込みを受け付ける</p>	課長	1人	保健師	7人	看護師	2人（内1人嘱託）	栄養士	2人（嘱託）	<p>【名称】 丹原町保健センター</p> <p>【位置】 丹原町大字池田1762番地1</p> <p>【建築年次外】 昭和61年3月31日完成 鉄筋コンクリート造2階建</p> <p>【延べ床面積】 368.996㎡</p> <p>【開館時間】 午前8時30分～午後5時15分</p> <p>【位置付け】 保健福祉課の出先機関</p> <p>【職員数】 <table border="0"> <tr><td>保健師</td><td>5人</td></tr> <tr><td>准看護師</td><td>1人</td></tr> <tr><td>栄養士</td><td>1人（嘱託）</td></tr> <tr><td>保育士</td><td>1人（嘱託、事務も兼ねる）</td></tr> </table> </p> <p>【管理体制】 ・清掃、空調保守を業務委託 ・施設修繕は、企画財政課を通じて業者連絡する ・他団体等の使用は、保健センターで申し込みを受け付ける</p>	保健師	5人	准看護師	1人	栄養士	1人（嘱託）	保育士	1人（嘱託、事務も兼ねる）	<p>【名称】 （小松町地域福祉保健センター） 小松町保健センター</p> <p>【位置】 小松町大字新屋敷乙48番地1</p> <p>【建築年次外】 平成8年 鉄筋コンクリート造平屋建</p> <p>【延べ床面積】 1,904.92㎡ 内保健専用 485.15㎡ 内共有部分 631.63㎡</p> <p>【開館時間】 午前8時30分～午後5時15分</p> <p>【位置付け】 健康福祉課の出先機関</p> <p>【職員数】 <table border="0"> <tr><td>センター長（事務）</td><td>1人</td></tr> <tr><td>保健師</td><td>4人</td></tr> </table> </p> <p>【管理体制】 ・プロパンガス代、電気代、水道代、電話料金の支払い ・浄化槽水質検査料等の支払い ・保険料、清掃用具借上料、NHK受信料、消耗品の支払い ・空調設備保守、警備の業者委託契約及び支払い ・清掃、電気保安管理、消防設備点検、浄化槽管理の委託料支払い ・施設修繕業者依頼及び支払い ・他団体等の使用は、保健センターで申し込みを受け付ける</p>	センター長（事務）	1人	保健師	4人	<p>課と出先機関（係）という位置付けに違いがある。 管理体制に違いがある。</p>	<p>現行のまま4保健センターを新市に引き継ぎ、合併時に調整する。</p>
所長	事務	1人																																									
保健管理係	事務	3人																																									
保健指導係	保健師	9人																																									
	理学療法士	1人																																									
	看護師	1人（嘱託）																																									
	栄養士	1人（嘱託）																																									
課長	1人																																										
保健師	7人																																										
看護師	2人（内1人嘱託）																																										
栄養士	2人（嘱託）																																										
保健師	5人																																										
准看護師	1人																																										
栄養士	1人（嘱託）																																										
保育士	1人（嘱託、事務も兼ねる）																																										
センター長（事務）	1人																																										
保健師	4人																																										

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（保健関係）の取扱い			細項目	保健関係	
事務事業名	中川診療所			専門部会名	福祉部会	分科会名 保健分科会
調整方針	中川診療所については、現行のまま新市に引き継ぐ。					
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
該当なし	該当なし	<p>【名称】 丹原町立中川診療所</p> <p>【所在地】 丹原町大字来見甲549</p> <p>【規模】 鉄筋コンクリート造平屋建</p> <p>【職員数】 医師 1人 准看護師 2人 事務職員 1人</p> <p>【診療科目】 内科、外科、整形外科</p> <p>【診療日】 月曜日～土曜日の9：30～12：00</p> <p>【1日平均患者数】 8.2人</p>	該当なし	丹原町だけの施設である。	現行まま新市に引き継ぐ。	

先例地の事例

〔周南市〕

- (1) 妊婦健康診査：公費による実施は、前期、中期、後期の3回とし、住民税非課税世帯の妊婦に対しては、公費により2回追加実施する。超音波検査については35歳以上1回とする。
 - (2) 乳児健康診査：現行のまま新市に引き継ぐ。
 - (3) 幼児健康診査
 - 1歳6か月検診：新南陽市、鹿野町の例により調整する。歯科医師の体制が整えば、歯科の個別検診も検討する。
 - 2歳児検診：廃止する。
 - 3歳児検診：現行のまま新市に引き継ぐ。
- 集団検診の場所、回数：新市移行後、検診者の人数を基本に調整する。
- (4) 成人健康診査：新南陽市、鹿野町の例により調整する。

〔さぬき市〕

- (1) 予防事業、保健事業、母子保健事業、老人保健事業、健康づくり推進事業、若者健康診査、臨時雇用賃金等は、保健福祉計画の策定に合わせ、関係機関等を交えた協議のうえ統一を図る。
- (2) 骨粗鬆症疫学調査事業及びへき地診療所は、現行のとおりとする。
- (3) 8020運動推進事業は、現在実施している町に準じて、新市においても行うこととする。ただし、実施方法については、統一を図る。

〔東かがわ市〕

各種保健事業については、事務事業一元化の基本的な考え方をもとに次のとおり調整する。

- 1 母子保健事業については、新市に移行後速やかに調整を図ることとする。
- 2 育児等健康支援事業については、次のとおり調整を図ることとする。
 - 地域活動事業については、新市において調整し実施することとする。
 - 母子栄養管理事業については、新市において調整し実施することとする。
 - 思春期における保健福祉体験学習事業については、新市において実施の方向で調整することとする。
- 3 予防接種事業については、合併時に予防接種の方法及び自己負担額の統一を図る。

- 4 老人保健事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、自己負担額等については合併時に調整し統一を図る。
- 5 健康づくり事業については、次のとおり調整を図ることとする。
 - 健康推進委員会については、引田町の例により調整し、新市において組織を統一する。
 - 女性の健康診査については、新市において、実施の方向で検討する。

〔宇摩合併協議会〕

新市において、健康づくり推進協議会を新たに設置し、健康づくり計画を策定する。

4市町村の保健センターは地域の保健拠点として、それぞれの現行のとおり運営する。

新宮村における国民健康保険診療所は、現行のとおり運営する。

宇摩地区救急医療センターは、現行の業務内容のとおり新市に引き継ぐ。

健康づくりに関するイベントについては、新市において統一する。

母子保健、老成人保健、その他保健事業については、現行のサービス水準の維持と地域間の均衡に留意しつつ、新市において調整する。

〔南宇和合併協議会〕

健康業務については、現行のまま引き継ぐものとする。

- (1) 各種事務事業については、合併時に統一する。
- (2) 在宅当番医制度については、現行のまま引き継ぐものとする。
- (3) 保健センターについては、現行のまま引き継ぎ、使用料は無料化で対応するものとする。

〔東宇和・三瓶町合併協議会〕

- 1 保健センター等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 予防接種、老成人保健事業、母子保健事業、精神保険事業については、合併時に調整する。個人負担を要する事業については、金額を統一する。
- 3 三瓶町の保健師修学資金貸与事業については、廃止とする。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その2）			細項目	消防防災関係		
事務事業名	消防団の組織及び団員定数			専門部会名	総務部会	分科会名	消防・防災分科会
調整方針	消防団の組織については、西条市、東予市、丹原町及び小松町の消防団の代表者と協議しながら、合併時に統合する。 西条市、東予市、丹原町及び小松町の消防団員は、すべて新市の消防団員として引き継ぐ。 団長及び副団長の選任については、合併時に調整する。 団員定数については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後計画的に調整する。						
事務事業の現況							課題
西条市	東予市	丹原町	小松町				
【消防団組織】 団長 1名 副団長 4名 分団長 12名 副分団長 12名 部長 38名 班長 78名 団員 405名 合計 550名 【各分団の活動地域】 西条分団 西条校区 神拝分団 神拝校区 大町分団 大町校区 玉津分団 玉津校区 飯岡分団 飯岡校区 神戸分団 神戸校区 橘分団 橘校区 禎瑞分団 禎瑞校区 氷見分団 氷見校区 大保木分団 大保木校区 加茂分団 加茂校区 【団員定数】 条例定数 550名 実数 535名 【現状】 定員 実数 受け持ち世帯 団本部 15名 13名 西条分団 35名 31名 2,153世帯 神拝分団 40名 39名 3,778世帯 大町分団 60名 60名 3,408世帯 玉津分団 60名 60名 1,948世帯 飯岡分団 55名 55名 2,140世帯 神戸分団 65名 65名 1,144世帯 橘分団 50名 50名 584世帯 禎瑞分団 45名 43名 539世帯 氷見分団 65名 65名 1,367世帯 大保木分団 35名 32名 152世帯 加茂分団 25名 22名 108世帯 合計 550名 535名 17,321世帯	【消防団組織】 団長 1名 副団長 3名 分団長 9名 副分団長 9名 部長 37名 班長 94名 団員 524名 合計 677名 【各分団の活動地域】 本部分団：市内全域 第1分団：吉井地区 第2分団：周布地区 第3分団：多賀・壬生川地区 第4分団：国安地区 第5分団：吉岡地区 第6分団：三芳地区 第7分団：楠河地区 第8分団：庄内地区 【団員定数】 条例定数 677名 実数 672名 【現状】 定員 実数 受け持ち世帯数 本団（団長・副団長）4名 4名 女性消防団 団員数：10名 9名 本部分団 団員数：18名 18名 第1分団 団員数：75名 75名 1,055世帯 第2分団 団員数：66名 65名 1,369世帯 第3分団 団員数：109名 109名 4,407世帯 第4分団 団員数：88名 86名 1,771世帯 第5分団 団員数：57名 57名 866世帯 第6分団 団員数：51名 50名 1,041世帯 第7分団 団員数：71名 71名 1,431世帯 第8分団 団員数：128名 128名 863世帯 合計 677名 672名 12,803世帯	【消防団組織】 団長 1名 副団長 2名 分団長 5名 副分団長 10名 部長 32名 班長 91名 団員 349名 合計 490名 【各分団の活動地域】 第1分団 丹原地区 第2分団 徳田地区 第3分団 田野地区 第4分団 中川地区 第5分団 桜樹地区 【団員定数】 条例定数 490名 実数 478名 【現状】 (定数) (実数) 受け持ち世帯 本団 3名 3名 第1分団 103名 103名 1,800世帯 第2分団 97名 97名 621世帯 第3分団 104名 102名 1,253世帯 第4分団 101名 101名 956世帯 第5分団 82名 72名 272世帯 計 490名 478名 4,902世帯	【消防団組織】 団長 1名 副団長 2名 分団長 2名 副分団長 2名 部長 6名 班長 27名 団員 150名 合計 190名 【各分団の活動地域】 第1分団 小松地区 第2分団 石根地区 【団員定数】 条例定数 190人 実数 184人 【現状】 定員 実数 受け持ち世帯数 本団（団長・副団長）3名 3名 第1分団 団員数：94名 93名 2,562世帯 第2分団 団員数：93名 88名 1,172世帯 合計 190名 184名 3,734世帯	組織に違いがある。	消防団の組織については、西条市、東予市、丹原町及び小松町の消防団の代表者と協議しながら、合併時に統合する。 西条市、東予市、丹原町及び小松町の消防団員は、すべて新市の消防団員として引き継ぐ。 団長及び副団長の選任については、合併時に調整する。		
				定数に違いがある。	団員定数については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後計画的に調整する。		

消防関係に関する法令

消防組織法

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以って、その任務とする。

第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例でこれを定める。

(第2項省略)

第15条の2 (第1項省略)

2 消防団員の定数は、条例で定める。

第15条の6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分の取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

先例地の事例

〔宇摩合併協議会〕

消防団の取扱い

消防団組織については、現行の体制を維持したまま連合団組織を形成する。

団員の報酬、手当等については、合併時に統一する。

〔宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会〕

消防団の取扱いについては、次のとおり調整を図るものとする。

消防組織機構については、合併時に統合する。

人事、報酬、手当、公務災害補償及び退職報奨金については、合併時に統一する。

〔山県市〕

消防団の取扱い

消防団については、合併時に統合する。

(1) 高富町、伊自良村及び美山町の消防団の団員である者については、新市に引き継ぐものとする。

(2) 組織、階級、定員、訓練、礼式及び服制については、調整し新市に引き継ぐものとする。

(3) 任用、給与、服務その他身分の取扱いについては、調整し新市に引き継ぐものとする。

〔いなべ市〕

消防団の取扱い

消防団については、合併時に統合する。分団等の組織は当面現行のとおりとし、新市において調整する。

〔篠山市〕

消防の取扱い

消防団は、合併時に統合する。分団等の組織は当面現行のとおりとし、新市において新たに作成する消防計画に基づき調整する。

〔さぬき市〕

消防団の取扱い

(1) 消防団は、合併時に統合する。

(2) 分団等の組織は、当面現行のとおりとし、新市の消防計画に基づき調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（各種事務事業(教育関係)の取扱い総括表）

協議項目	各種事務事業（教育関係）の取扱い（その1）	細項目	教育関係		
事務事業名	教育関係事業	専門部会名	教育部会	分科会名	学校教育分科会、社会教育分科会、社会体育分科会、学校給食分科会
項目	調整方針				
市立小中学校の通学区域	市立小中学校の通学区域については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P.33参照）				
奨学金貸付事業	奨学金貸付事業については、西条市の例を基本として、新たな制度を創設する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。 なお、合併する年度までに貸付を決定したものは、引き続き西条市の例による。 調整方針説明資料（P.34参照）				
国際理解教育事業（海外派遣事業）	国際理解教育事業（海外派遣事業）については、新市移行後も事業を継続し実施する。ただし、事業内容等については、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（P.35参照）				
学校給食の実施	<ol style="list-style-type: none"> 1 調理方式については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 2 給食費については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 光熱水費の負担方法については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 4 保存食代の負担方法については、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（P.36参照）				
幼稚園管理運営	<ol style="list-style-type: none"> 1 定数、学級数については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 2 入園料は、小松町の例により調整し、授業料は、国立幼稚園の例に準じ調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 保育時間については、東予市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 4 給食については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 5 通園区域については、原則として新市の全域とする。 6 通園スクールバスについては、当分の間、現行の区域内で新市に引き継ぐ。 調整方針説明資料（P.37参照）				
就園援助	就園援助については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（P.38～41参照）				
市指定文化財	市指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐ。 調整方針説明資料（P.42参照）				
文化祭	文化祭については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、関係団体と協議しながら随時調整する。 調整方針説明資料（P.43参照）				
各種スポーツ大会	各市町で行っている各種スポーツ大会は、原則として現行のとおりとする。ただし、統一できるもの、全体で実施した方が効果的なものについては、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（P.44参照）				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（教育関係）の取扱い（その1）				細項目	教育関係						
事務事業名	市立小中学校の通学区域				専門部会名	教育部会	分科会名	学校教育分科会				
調整方針	市立小中学校の通学区域については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。											
事務事業の現況								課題	具体的な調整内容			
西条市			東予市			丹原町		小松町	小中学校の通学区域については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。			
【学校の通学区域】			【学校の通学区域】			【学校の通学区域】		【学校の通学区域】				
中学校	小学校	通学区域	中学校	小学校	通学区域	中学校	小学校	通学区域				
東	玉津	玉津、船屋、下島山、天神の全区域 新田の区域中、西条小学校の区域以外 朔日市、大町、明神木、福武甲の一部	東	壬生川	壬生川、大新田、明理川、円海寺、喜多台の全域と三津屋1番地から227番地まで及び周布16番地の1、16番地の2並びに440番地から528番地の区域	丹原東	丹原	大字丹原、大字今井、大字久妙寺、大字願連寺の全域と大字池田のうち、御陣家の西山川北側を除いた区域及び辻堂、筋違、八反地、光下田、柚ノ木、福田、お四尾前、変電所、宮下の一部、兼久の一部、古田新川の区域		小松	小松	大字新屋敷、大字南川、大字北川の全区域 大字石鎚のうち、字湯浪、字途中の川、字戸石を除いた区域 大字妙口のうち小松町選挙管理委員会が定めた小松町第3投票区に所属する区域
	飯岡	飯岡、大浜、早川の全区域		周布	吉田の全域と周布のうち、16番地の1、16番地の2及び349番地から528番地までを除いた区域			徳田				大字徳能、大字高知、大字徳能出作の全域と大字古田のうち古田新川を除いた区域及び川根東、御陣家の西山川北側の区域
西	橘	西田、西泉、櫛木、坂元、野々市の全区域 禎瑞の一部		吉井	石田、広江、今在家、玉之江の全域		田滝	大字田滝の全域及び田滝前、大字関屋のうち関屋川東側の区域		石根	石根	大字安井、大字明穂、大字大頭、大字大郷の全区域 大字石鎚及び大字妙口の内、小松小学校区に属する区域を除いた全区域
	禎瑞	古川乙の一部 禎瑞の区域中、橘小学校の通学区域以外		多賀	北条、三津屋南、三津屋東の全域と三津屋のうち、1番地から227番地までを除いた区域及び周布349番地から439番地までの区域		田野	大字長野、大字北田野、大字田野上方、大字高松、大字川根の全域のうち、丹原小、徳田小、田滝小への通学区域を除いた区域及び大字石鎚のうち関屋川東側の区域				
	氷見	氷見の全区域 黒瀬の区域中、神戸小学校、浦山小学校の区域以外	国安	国安、桑村、高田、新市の全域及び三芳のうち大明神川以南の区域	丹原西	中川	大字関屋、大字石鎚、大字来見、大字湯谷口、大字志川、大字寺尾、大字明穂、大字千原、大字白坂、大字鞍瀬、大字明河、大字楠望の全域のうち田野小、田滝小への通学区域を除いた区域					
南	大町	明神木の区域中、玉津小学校の区域以外 大町の区域中、西条小学校、神拝小学校、玉津小学校の区域以外 市之川、丸野、保野の全区域 千町、藤之石、荒川の全区域	吉岡	上市、新町、石延、広岡、安用、安用出作の全域			三芳	三芳の区域（大明神川以南の区域を除く。）				
	神戸	中野、洲之内、安知生、中西、津越の全区域 黒瀬乙の一部 中奥、西之川、東之川、大保木の全区域	河北	庄内			巨之上、河之内、宮之内、大野、福成寺、実報寺、黒谷の全域	楠河		楠、河原津、河原津新田の全域		
北	浦山	黒瀬甲、乙の一部										
	西条	大師町、栄町、東町、神拝乙、港の全区域 朔日市の区域中、玉津小学校の区域以外 明屋敷、本町の区域中、神拝小学校の区域以外 大町、樋之口、喜多川、新田、ひうちの一部										
	神拝	神拝甲の区域中、大町小学校の区域以外 喜多川、樋之口の区域中、西条小学校の区域以外 古川の区域中、禎瑞小学校の区域以外 明屋敷、本町、大町の一部										

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（教育関係）の取扱い（その1）			細項目	教育関係	
事務事業名	奨学金貸付事業			専門部会名	教育部会	分科会名 学校教育分科会
調整方針	奨学金貸付事業については、西条市の例を基本として、新たな制度を創設する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。なお、合併する年度までに貸付を決定したのものについては、引き続き西条市の例による。					
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【西条市高等学校奨学金】 【目的】 能力があるにもかかわらず、経済的理由により高校就学が困難な者に対し、奨学金を貸付し、修学させ有用な人材を育成する。</p> <p>【概要】 「西条市奨学金貸付審査会」で決定する。 支度金は30,000円以内、修学金は月10,000円以内で、3年間貸し付ける。 無利子、1年据置とし、10年間で返還する。</p> <p>【西条市大学奨学金】 【目的】 経済的理由により大学就学が困難な者に対し、奨学金を貸付して修学させ有用な人材を育成する。</p> <p>【概要】 4年制大学の正規の修学期間に在学中の者で、他の奨学金を受ける事が出来ない者を対象とする。 「西条市奨学金貸付審査会」で決定する。 支度金300,000円以内で「西条市大学奨学金貸付基金」から貸し付ける。 修学金は30,000円以内で「西条市教育・文化振興基金」から貸し付ける。 無利子、1年据置とし、支度金は4年間、修学金は8年間で返還する。</p> <p>【事務手順】 返還納入通知書（6月、12月送付） 高校奨学金募集（10月各中学校へ周知） 大学奨学金募集（2月市報へ掲載） 西条市奨学金貸付審査会（3月開催）</p>	[該当なし]	[該当なし]	[該当なし]	西条市だけの制度である。（基金による運営を行っている。）	西条市の例を基本として、新たな制度を創設する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。なお、合併する年度までに貸付を決定したのものについては、引き続き西条市の例による。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（教育関係）の取扱い（その1）	細項目	教育関係		
事務事業名	国際理解教育事業（海外派遣事業）	専門部会名	教育部会	分科会名	学校教育分科会
調整方針	国際理解教育事業（海外派遣事業）については、新市移行後も事業を継続し実施する。ただし、事業内容等については、新市移行後速やかに調整する。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町		
<p>【目的】 市内の中・高校生を海外に派遣して、国際的な視野や感覚を養うとともに、外国の同世代人との交流を通して、体験学習や友好を深め、国際協力の精神を養い、得た知識等の成果を自分や家族、学校、地域へ伝達し活用を図る。</p> <p>【概要】 派遣期間 7月下旬の11日間 派遣国 アメリカ合衆国 人数 団長 1名 引率 2名 （中・高校教諭各1名） 中学2年生 13名 高校2年生 7名 計 23名</p> <p>【事務手順】 4月上旬 第1回国際交流推進審議会の開催（事業計画の審議） 5月上旬 派遣生徒の募集と選考 第2回審議会の開催（派遣団員の決定） 6～7月 海外派遣団員研修（4回程度） 7月上旬 海外派遣結団式 7月下旬 海外派遣実施 8月下旬 海外派遣報告会</p>	<p>【目的】 次代を担う中学生をニュージーランドへ派遣し、ファームステイを中心とした海外生活体験を通して国際理解と友好親善を図り、国際的な視野と実践力を備えた国際化に対応できる人材を育成する。</p> <p>【概要】 派遣期間 8月下旬の8日間 派遣国 ニュージーランド 人数 団長 1名 引率 3名 中学2年生 24名 計 28名</p> <p>【事務手順】 4月中旬 海外派遣事業協会理事会 5月上旬 募集要項検討 募集開始 6月上旬 選考会 可否の通知 7月中 事前研修（3回） 8月 海外派遣結団式 海外派遣実施 9月 海外派遣報告会</p>	<p>【目的】 丹原町の次代を担う中学生を外国へ派遣し、ホームステイを中心として海外生活体験を通し、相互交流と友好親善を図り国際感覚を身につけた人材の育成を図る。派遣国 オーストラリア</p> <p>【概要】 派遣期間 8月中旬の10日間 派遣国 オーストラリア 人数 団長 1名 （教育委員会職員） 引率 1名（中学校教師） 中学3年生 13名 計 15名</p> <p>【事務手順】 4月中旬 参加者の募集 4月下旬 選考委員委嘱 5月下旬 選考委員会 6月上旬 選考（面接、作文） 6月下旬 参加者決定 7～8月上旬 事前研修（3回） 8月上旬 壮行会 8月中旬 海外派遣実施 8月下旬 海外派遣報告会</p>	[該当なし]	<p>小松町が未実施である。 派遣先（国）・派遣人員が異なっている。 西条市は、高校生を派遣している。 引率者の人数等が異なっている。</p>	<p>新市移行後も事業を継続し実施する。ただし、事業内容等については、新市移行後速やかに調整する。</p>

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（教育関係）の取扱い（その1）			細項目	教育関係	
事務事業名	学校給食の実施			専門部会名	教育部会	分科会名 学校給食分科会
調整方針	1 調理方式については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 2 給食費については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 光熱水費の負担方法については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 4 保存食代の負担方法については、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。					
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
1 調理方式等 【調理方式】 自校方式（単独調理場）（13校） 【調理場の形態】 ウェット方式 【給食供給対象】 小学校 10校 3,928食/日（教職員含む） 中学校 4校 1,965食/日（教職員含む） 計 5,893食/日 【給食回数】 小学校 183回/年 中学校 177回/年	1 調理方式等 【調理方式】 自校方式（単独調理場）（12校） 【調理場の形態】 ドライ方式（東中学校） ウェット方式（他11校） 【給食供給対象】 小学校 9校 1,989食/日（教職員含む） 中学校 3校 1,162食/日（教職員含む） 計 3,151食/日 【給食回数】 小学校 177回/年 中学校 165回/年	1 調理方式等 【調理方式】 共同調理場方式（1ヶ所） 【調理場の形態】 ウェット方式 【給食供給対象】 小学校 5校 818食/日（教職員含む） 中学校 2校 499食/日（教職員含む） 計 1,317食/日 【給食回数】 小学校 175回/年 中学校 160回/年	1 調理方式等 【調理方式】 共同調理場方式（1ヶ所） 【調理場の形態】 ウェット方式 【給食供給対象】 幼稚園 1園 24食/日（教職員含む） 小学校 2校 633食/日（教職員含む） 中学校 1校 343食/日（教職員含む） 計 1,000食/日 【給食回数】 幼稚園 139回/年 小学校 178回/年 中学校 160回/年	調理方式が異なる。 （共同調理場と単独調理場の違い）	新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	
【給食費】 小学校 200円/食 中学校 230円/食	【給食費】 小学校 240円/食 中学校 280円/食	【給食費】 小学校 230円/食 中学校 270円/食	【給食費】 幼稚園 215円/食 小学校 215円/食 中学校 255円/食	給食費が異なる。	新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。	
【光熱水費の取扱状況】 全て一般会計で負担。	【光熱水費の取扱状況】 水道代、電気代は一般会計で負担。 灯油代、ガス代は、給食費会計で負担。 （ただし補助金を支給。）	【光熱水費の取扱状況】 水道代、電気代は、一般会計で負担。 重油代、ガス代は、給食費会計で負担。	【光熱水費の取扱状況】 水道代、電気代は、一般会計で負担。 重油代、ガス代は、給食費会計で負担。	重油代・灯油代・ガス代の負担の仕方に相違がある。	西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。	
【保存食代】 費用は、給食費会計で負担。	【保存食代】 費用は、給食費会計で負担。	【保存食代】 費用は、一般会計で負担。 金額：508円/日	【保存食代】 費用は、一般会計で負担。 金額：629円/日	保存食代の負担の仕方に相違がある。	小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（教育関係）の取扱い（その1）	細項目	教育関係		
事務事業名	幼稚園管理運営	専門部会名	教育部会	分科会名	学校教育分科会
調整方針	1 定数、学級数については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 2 入園料は、小松町の例により調整し、授業料は、国立幼稚園の例に準じ調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 保育時間については、東予市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 4 給食については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 5 通園区域については、原則として新市の全域とする。 6 通園スクールバスについては、当分の間、現行の区域内で新市に引き継ぐ。				
事務事業の現況			課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町		
1 定数、学級数 ひまわり幼稚園 3歳児学級 定数 20名 1学級 4歳児学級 定数 30名 1学級 5歳児学級 定数 30名 1学級 計 定数 80名 3学級	1 定数、学級数 吉井幼稚園 3歳児学級 定数 20名 1学級 4歳児学級 定数 25名 1学級 5歳児学級 定数 25名 1学級 多賀幼稚園 3歳児学級 定数 35名 1学級 4歳児学級 定数 35名 1学級 5歳児学級 定数 35名 1学級 国安幼稚園 3歳児学級 定数 35名 1学級 4歳児学級 定数 35名 1学級 5歳児学級 定数 35名 1学級 燧洋幼稚園 3歳児学級 定数 35名 1学級 4歳児学級 定数 35名 1学級 5歳児学級 定数 35名 1学級 計 定数 385名 12学級	該当なし	1 定数、学級数 小松幼稚園 3歳児学級 定数 20名 1学級 4歳児学級 定数 25名 1学級 5歳児学級 定数 25名 1学級 計 定数 70名 3学級	1 新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	
2 入園料・授業料 入園料 1人につき 2,000円 授業料 1人につき月額 7,000円 84,000円(年額) ÷ 1,248時間(年間) = 67.3円/時間 (授業料) (保育時間) (時間授業料)	2 入園料・保育料 入園料 1人につき 2,430円 保育料 1人につき月額 6,800円 81,600円(年額) ÷ 1,300時間(年間) = 62.8円/時間 (授業料) (保育時間) (時間授業料)	該当なし	2 入園料・授業料 入園料 無料 授業料 1人につき月額 5,500円 66,000円(年額) ÷ 1,300時間(年間) = 50.8円/時間 (授業料) (保育時間) (時間授業料)	(国立幼稚園) 授業料 70,800円(年額) 保育時間1,196時間(年間) 時間授業料 59.2円	2 入園料は、小松町の例により調整し、授業料は、国立幼稚園の例に準じ調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
3 保育時間 月・火・木・金 9:00～14:00 水 9:00～12:00	3 保育時間 月～金 9:00～14:00	該当なし	3 保育時間 月～金 9:00～14:00	保育時間は、西条市のみ異なる。	3 東予市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
4 給食 PTAが、民間業者から購入して給食している。	4 給食 各園のPTAが、民間業者から購入して給食している。	該当なし	4 給食 小松町学校給食共同調理場から毎日給食している。	給食の公的实施は、小松町のみ。	4 新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
5 通園区域 西条市内で加茂川以西とする。	5 通園区域 東予市内全域。	該当なし	5 通園区域 小松町内全域。	通園区域を特定して定めているのは西条市のみ。	5 新市の全域とする。ただし、ひまわり幼稚園については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
6 通園スクールバス 該当なし	6 通園スクールバス 各幼稚園に1台、計4台を配置。 運行区域は、市内全域。 通園距離おおむね0.8km以上の園児の送迎。 1便の人数(運転手を除く) 幼児12名 教諭1名 使用料 月額 2,500円	該当なし	6 通園スクールバス 該当なし	通園スクールバスを運行しているのは、東予市のみ。	6 当分の間、現行の区域内で新市に引き継ぐ。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（教育関係）の取扱い（その1）	細項目	教育関係		
事務事業名	就園援助	専門部会名	教育部会	分科会名	学校教育分科会
調整方針	就園援助については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町		
<p>1 公立幼稚園授業料等の減免</p> <p>【目的】 家庭の所得状況に応じて保護者の経済的不負担の軽減を図る。</p> <p>【対象者】 幼稚園に児童を在園させている世帯で、次に該当する者。 ・市民税が非課税となる世帯及び生活保護法の規定による保護を受けている世帯 ・市民税の所得割が非課税となる世帯 ・その他市長が特に必要と認める世帯</p> <p>【減免金額】 市民税非課税世帯、生活保護世帯 限度額 授業料等の全額 (入園料2,000円、授業料年額84,000円) 市民税所得割非課税世帯 限度額 年額 66,500円 市民税所得割額5,000円未満世帯 限度額 年額 13,000円 市民税所得割額5,000円以上10,000円未満世帯 限度額 年額 5,000円</p>	<p>1 公立幼稚園授業料等の減免</p> <p>【目的】 家庭の所得状況に応じて保護者の経済的不負担の軽減を図る。</p> <p>【対象者】 幼稚園に児童を在園させている世帯で、次に該当する者 ・生活保護法の規定による保護を受けている世帯 ・市民税の所得割が非課税となる世帯 ・その他市長が特に必要と認める世帯</p> <p>【減免金額】 生活保護世帯 限度額 保育料等の全額 (入園料2,430円、保育料年額81,600円) 市民税所得割非課税世帯 限度額 保育料等の合計額の2分の1</p>	<p>1 公立幼稚園授業料等の減免</p> <p>該当なし</p>	<p>1 公立幼稚園授業料等の減免</p> <p>【目的】 家庭の所得状況に応じて保護者の経済的不負担の軽減を図る。</p> <p>【対象者】 小松町に住所を有し、当該年度の6月1日現在において、幼稚園に4・5歳児を在園させている家庭で、次に該当するもの。 ・生活保護法の規定による保護を受けている世帯 ・当該年度に納付すべき町民税非課税世帯 ・当該年度に納付すべき町民税所得割非課税世帯</p> <p>【減免金額】 町民税非課税世帯、生活保護世帯 限度額 20,000円 町民税所得割非課税世帯 限度額 15,000円</p>	各市町で、減免額に相違がある。	新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
<p>2 私立幼稚園就園奨励費補助金</p> <p>【目的】 補助金交付要綱に基づき、関係私立幼稚園の設置者が行う減免措置に対し、幼稚園教育に資するため補助金を交付し、保護者の利便を図る。</p> <p>【対象者及び補助金額】 詳細は、別紙のとおり。</p>	<p>2-1 私立幼稚園就園奨励費補助金</p> <p>【目的】 補助金交付規則に基づき、関係私立幼稚園の設置者が行う減免措置に対し、幼稚園教育に資するため補助金を交付し、保護者の利便を図る。</p> <p>【対象者及び補助金額】 詳細は、別紙のとおり。</p> <p>2-2 私立幼稚園運営助成補助金</p> <p>【目的】 市内私立幼稚園への就園奨励を図るとともに、幼稚園運営の安定化に寄与するために、幼稚園設置者が行う減免措置に対し、補助金を交付する。</p> <p>【対象者及び補助金額】 詳細は、別紙のとおり。</p>	<p>2 私立幼稚園就園奨励費補助金</p> <p>【目的】 補助金交付要綱に基づき、関係私立幼稚園の設置者が行う減免措置に対し、幼稚園教育に資するため補助金を交付し、保護者の利便を図る。</p> <p>【対象者及び補助金額】 詳細は、別紙のとおり。</p>	<p>2 私立幼稚園就園奨励費補助金</p> <p>【目的】 家庭の所得状況に応じて保護者の経済的不負担の軽減を図る。</p> <p>【対象者及び補助金額】 詳細は、別紙のとおり。</p>	各市町で、就園奨励費補助金及び補助区分に相違がある。	
<p>3 障害児援助</p> <p>【目的】 補助金交付要綱に基づき、学校法人立幼稚園が介助を要する心身障害幼児を1～6人を在園させ、教育の振興発展のために行う事業に対し、補助金を交付して幼稚園教育の充実を図る。</p> <p>【対象者及び補助金額】 身体障害者手帳 療育手帳所持者 1人あたり 300,000円 それ以外の諸証明の場合 1人あたり 150,000円</p>	<p>3 障害児援助</p> <p>該当なし</p>	<p>3 障害児援助</p> <p>該当なし</p>	<p>3 障害児援助</p> <p>該当なし</p>	西条市のみ実施している。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（教育関係）の取扱い（その1）				細項目	教育関係							
事務事業名	就園援助(別紙)				専門部会名	教育部会	分科会名	学校教育分科会					
調整方針													
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容							
西条市					東予市								
<p>【西条市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱】 (補助対象事業) 第2条 私立幼稚園の設置者が、在園する3歳児(満3歳児含む)、4歳児及び5歳児の保護者(西条市に住所を有する者に限る。)に対し、授業料を減免する事業を補助の対象事業とする。 2 授業料減免の対象となっていた者が、転園により引き続き西条市内の他の私立幼稚園に就園することとなった場合において、当該他の私立幼稚園が授業料を減免する場合は、補助の対象とする。 (補助対象経費) 第3条 西条市は、予算の範囲内において、前条の補助対象事業について「別表」に定める範囲内の補助を行うものとする。 (別表) 西条市私立幼稚園就園奨励費補助金区分表 14年度用</p>					<p>【東予市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則】 (補助の範囲) 第2条 私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園に在園する満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児の保護者で市内に居住し、次の表の階層区分に該当する者に対し、限度額の範囲内で入園料及び保育料を減免する場合は、東予市は当該設置者に対し減免相当額の補助を行うものとする。</p>								
<p>補助対象幼稚園児 4歳・5歳児 就園奨励費補助金</p>					<p>限度額</p>								
<p>対象幼稚園児所属世帯の市町村民税所得割額区分</p>					<p>階層 定義</p>				<p>1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)</p>				
<p>就園奨励費補助金限度額 市内幼稚園</p>					<p>同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)</p>				<p>同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)</p>				
<p>第1子</p>					<p>第2子</p>				<p>入園料、保育料の合計額</p>				
<p>第2子</p>					<p>第3子以降</p>				<p>同左</p>				
<p>当該年度に納付すべき市町村民税が非課税の世帯 生活保護法の規定による保護を受けている世帯</p>					<p>A 生活保護法の規定による保護を受けている世帯</p>				<p>38,000円</p>				
<p>当該年度に納付すべき市町村民税所得割額が非課税の世帯</p>					<p>B 当該年度に納付すべき市民税が非課税の世帯</p>				<p>45,000円</p>				
<p>当該年度に納付すべき市町村民税所得割額が5,000円以下の世帯</p>					<p>C 当該年度に納付すべき市民税の所得割が課税されない世帯</p>				<p>50,000円</p>				
<p>当該年度に納付すべき市町村民税所得割額が5,001円～10,000円の世帯</p>					<p>D1 当該年度に納付すべき市民税の所得割の額(世帯構成員中2人以上に納税義務者がある場合については、その所得割額の合計額とする。以下同じ。)が8,800円以下となる世帯</p>				<p>12,500円</p>				
<p>当該年度に納付すべき市町村民税所得割額が10,001円～102,100円の世帯</p>					<p>D2 当該年度に納付すべき市民税の所得割の額が102,100円以下となる世帯</p>				<p>19,000円</p>				
<p>当該年度に納付すべき市町村民税所得割額が10,001円～102,100円の世帯</p>					<p>2 前項に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める世帯について、設置者が保護者に対し入園料及び保育料を減免した場合、当該設置者に対し、前項の表中A階層の額を限度とした減免相当額を補助することができる。</p>				<p>25,000円</p>				
<p>補助対象幼稚園児 3歳児 就園奨励費補助金</p>					<p>【東予市私立幼稚園運営助成補助金交付規則】 (補助の範囲) 第2条 私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園に在園する満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児の保護者で市内に居住し、次の表の階層区分に該当する者に対し、減免限度の範囲内で入園料及び保育料を減免する場合は、東予市は当該設置者に対し補助限度額の範囲で補助を行うものとする。</p>								
<p>就園奨励費補助金限度額 市内幼稚園</p>					<p>減免限度額</p>				<p>補助限度額</p>				
<p>第1子</p>					<p>第2子</p>				<p>1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)</p>				
<p>第2子</p>					<p>第3子以降</p>				<p>同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)</p>				
<p>第3子以降</p>					<p>同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)</p>				<p>同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)</p>				
<p>当該年度に納付すべき市町村民税が非課税の世帯 生活保護法の規定による保護を受けている世帯</p>					<p>A 当該年度に納付すべき市民税が非課税の世帯</p>				<p>91,000円</p>				
<p>当該年度に納付すべき市町村民税所得割額が非課税の世帯</p>					<p>B 当該年度に納付すべき市民税の所得割が課税されない世帯</p>				<p>91,000円</p>				
<p>当該年度に納付すべき市町村民税所得割額が5,000円以下の世帯</p>					<p>C1 当該年度に納付すべき市民税の所得割の額(世帯構成員中2人以上に納税義務者がある場合については、その所得割額の合計額とする。以下同じ。)が8,800円以下となる世帯</p>				<p>50,000円</p>				
<p>当該年度に納付すべき市町村民税所得割額が5,001円～10,000円の世帯</p>					<p>C2 当該年度に納付すべき市民税の所得割の額が102,100円以下となる世帯</p>				<p>50,000円</p>				
<p>当該年度に納付すべき市町村民税所得割額が10,001円～102,100円の世帯</p>					<p>C3 当該年度に納付すべき市民税の所得割の額が102,101円以上となる世帯</p>				<p>50,000円</p>				
<p>2 前項に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める世帯について、設置者が保護者に対し入園料及び保育料を減免した場合、当該設置者に対し、入園料、保育料の合計額を限度とした減免相当額を補助することができる。</p>													
<p>(注)対象幼稚園児が、2月末日までに退園その他の事由により対象とならなくなったときの補助金額は、その月を含む在園月数での月割計算とし、1円未満の額を切捨てた額を限度とする。また、補助金額は授業料支払額を限度とする。</p>													

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（教育関係）の取扱い（その1）			細項目	教育関係		
事務事業名	就園援助(別紙)			専門部会名	教育部会	分科会名 学校教育分科会	
調整方針							
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容	
丹原町			小松町				
<p>【丹原町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱】 （補助の範囲） 第2条 私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園に在園する3歳児、4歳児及び5歳児の保護者（丹原町の区域内に住所を有する者に限る。）に対し、入園料及び保育料を減免する場合に、丹原町は、次に定める範囲内において補助を行うものとする。</p>			<p>【小松町幼稚園授業料等減免又は就園奨励費補助金交付要綱】 （補助対象） 第2条 減免又は補助の対象となる就園奨励事業及び対象経費は、次のとおりとする。 （1）公立幼稚園 略 （2）私立幼稚園 学校教育法に基づいて設置された私立幼稚園の設置者が徴収する入園料授業料を幼児の属する世帯の所得の状況に応じて減免するとき。 （3）前2号幼稚園に在園する4歳児及び5歳児の保護者に対し、入園料授業料を減免する場合に小松町は、次に定める範囲内において減免又は補助を行うものとする。 町民税非課税世帯、生活保護世帯 限度額 20,000円 町民税所得割非課税世帯 限度額 15,000円</p>				
区分	補助対象経費	限度額					
		1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児（第3子以降）			
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、保育料の合計額	入園料、保育料の合計額	左同	左同			
当該年度に納付すべき町民税が非課税となる世帯		年額65,000円	71,000円	78,000円			
当該年度に納付すべき町民税の所得割が課税されない世帯		年額50,000円	55,000円	65,000円			
当該年度に納付すべき町民税の所得割の額（世帯構成員中2人以上に納税義務者がある場合については、その所得割額の合計額とする。以下同じ。）が8,800円以下となる世帯		年額30,000円	36,000円	42,000円			
当該年度に納付すべき町民税の所得割の課税が102,100円以下となる世帯		年額20,000円	26,000円	34,000円			
当該年度に納付すべき町民税の所得割の課税が102,101円以上となる世帯		年額 6,000円	6,000円	6,000円			

2市2町の幼稚園の状況等

1. 公立幼稚園の状況

市町名	園名	学級数	園児数(人)		入園料	授業料	スクールバスの有無
			13年度	14年度			
西条市	ひまわり	3	68	74	2,000円	7,000円/月	無
小計	1園	3	68	74			
東予市	吉井	3	55	54	2,430円	6,800円/月	有
	多賀	3	96	101			
	国安	3	86	92			
	燧洋	3	41	60			
小計	4園	12	278	307			
小松町	小松	3	35	21	0円	5,500円/月	無
小計	1園	3	35	21			
合計	6園	18	381	402			

2. 私立幼稚園の状況

市町名	園名	学級数	園児数(人)		入園料	授業料	スクールバスの有無
			13年度	14年度			
西条市	めぐみ	9	241	230	30,000円	17,000円/月	無
	西条栄光	3	55	60			無
	聖マリア	4	105	101			無
	大町	6	125	123			無
	玉津	4	97	95			無
	双葉	3	40	36			無
	神戸	3	51	55	25,000円	12,000円/月	無
小計	7園	32	714	700			
東予市	たから	3	73	65	30,000円	11,000円/月	有
小計	1園	3	73	65			
丹原町	西山	7	136	137	12,000円	12,950円/月	有
小計	1園	7	136	137			
合計	9園	42	923	897			

3. 公立幼稚園授業料等の比較

市町村名	施設数	入園料	授業料	備考
松山市	5	7,000円	5,700円/月	
今治市	0	-	-	
新居浜市	2	2,000円	4,000円/月	
西条市	1	2,000円	7,000円/月	
東予市	4	2,430円	6,800円/月	
丹原町	0	-	-	
小松町	1	0円	5,500円/月	
川之江市	2	0円	7,000円/月	【宇摩合併協議会】 入園料 2,000円 授業料 5,000円/月 ただし、新宮村については、激 変緩和措置で調整する。 平成16年度 3,800円/月 平成17年度 4,400円/月 平成18年度 5,000円/月
伊予三島市	3	2,000円	5,500円/月	
土居町	2	3,000円	4,700円/月	
新宮村	1	0円	3,800円/月	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（教育関係）の取扱い（その1）					細項目	教育関係				
事務事業名	市指定文化財					専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会		
調整方針	市指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐ。										
事務事業の現況							課題	具体的な調整内容			
西条市			東予市			丹原町			小松町		
【西条市指定文化財】			【東予市指定文化財】			【丹原町指定文化財】			【小松町指定文化財】		
種別	名称	所在地	種別	名称	所在地	種別	名称	所在地	種別	名称	所在地
彫刻	秋都庵の木造千手観音立像	飯岡上組	建造物	観念寺山門及び石垣	上市	建造物	三重塔	西山興隆寺	彫刻	阿弥陀如来像	旧藩
彫刻	光昌寺の木造十一面観音坐像	黒瀬峠	建造物	観念寺本堂及び鐘楼堂	上市	石造美術	宝篋印塔	西山興隆寺	工芸品	内行花文鏡	温芳図書館
典籍	七経孟子考文補遺	日明	建造物	観念寺開山堂	上市	石造美術	石造三重塔	久妙寺	工芸品	乳文鏡	温芳図書館
典籍	西條誌	西条市役所	建造物	周敷神社神殿	周布	無形民族文化財	毛槍投げ奴	鞍瀬 磐根神社	工芸品	脇差	本町
書跡	石鎚修験道に関する古文書	棚林	絵画	絹本着色十二天画像	旦之上	無形民族文化財	殿中奴	田野上方 綾延神社	筆跡	篤山書	温芳図書館
書跡	西條藩八代藩主松平頼啓筆「擇善八千代巷堂」の軸		絵画	絹本着色不動明王像	旦之上	無形民族文化財			古文書	小松藩会所日記	温芳図書館
建造物	金剛院山門	福武新田	絵画	絹本着色出釈迦弘法大師像	旦之上	町史跡	劈巖透水路	来見	古文書	小松邑志	温芳図書館
建造物	秋都庵の千手観音立像の厨子と須弥壇	飯岡上組	絵画	絹本着色仏涅槃図	旦之上	史跡	道標(四基)	町内各所	古文書	高鴨神社主日次記録	南川
総合学術資料	市立郷土博物館所蔵品	八千代巷	書画	一柳直卿の奉納額	二社十ヶ寺	史跡	道標(西基)	町内各所	古文書	高鴨神社主日次記録	南川
歴史資料	擇善堂の扁額	松の巷	彫刻	楠の宝篋印塔	楠	天然記念物	ツツジ群	高知八幡神社	考古学資料	妙口東庄屋文書	妙口上
歴史資料	幕府お触の西條藩高札	川北	彫刻	観念寺宝篋印塔	上市	天然記念物	クログネモチ	徳能 湯座八幡神社	考古学資料	棍棒頭石器	温芳図書館
無形文化財	旧西條藩田宮流居合術保存会	大南上	彫刻	木造馬頭観世音菩薩坐像	楠	天然記念物	専念寺イチョウ	専念寺	考古学資料	土笛	温芳図書館
無形民族文化財	西条まつりの屋台行事	西条市	彫刻	木造地藏菩薩立像	実報寺	天然記念物	シダレザクラ	古田	考古学資料	須恵器柑	温芳図書館
有形民族文化財	ひまや	西之川	彫刻	徳蔵寺の織部灯笼	広江	天然記念物	ツバキ(熊谷)	西山興隆寺	考古学資料	須恵器提瓶	温芳図書館
有形民族文化財	寺之下だんじり	寺の下	彫刻	木造阿弥陀三尊像	周布	天然記念物	コウヨウザン(広葉杉)	西山興隆寺	考古学資料	和同開珎	新宮
有形民族文化財	古屋敷だんじり	古屋敷	彫刻	木造聖観音菩薩立像	旦之上	天然記念物	土居のクスノキ	北田野	考古学資料	有舌尖頭器	新宮
有形民族文化財	紺屋町だんじり	紺屋町	古文書	俊盛筆聖帝山来由記	実報寺	天然記念物	黒滝神社社叢	田滝 黒滝神社	史跡	幻城跡	新屋敷
有形民族文化財	旧魚屋町だんじり	こどもの国	古文書	血書三部経	周布	天然記念物	サクランボ「陽春」	来見	史跡	獅子ヶ鼻城跡	西大頭
史跡	西条藩陣屋跡	八千代巷	古文書	甲賀八幡神社祈請文	上市	天然記念物	カゴノキ(コガノキ)	白坂	史跡	松尾城跡	安井
史跡	高尾城跡	氷見	古文書	久米庄屋古文書	郷土館・図書館	天然記念物	磐根神社のイチョウ	鞍瀬 磐根神社	史跡	石根第1号古墳	西大頭
史跡	野々市原古戦場	野々市	古文書	松山藩壬生川藩番所記録	郷土館・図書館				史跡	石根第2号古墳	西大頭
史跡	八堂山遺跡	西の川原	古墳	椎の木古墳	福成寺				史跡	石根第3号古墳	西大頭
史跡	大浜城跡	大浜	古墳	甲賀八幡の古墳群	上市				史跡	石根第4号古墳	西大頭
史跡	諏訪山古墳	船屋東北	古墳	天神二号古墳	福成寺				史跡	石根第5号古墳	西大頭
天然記念物	市倉のかきのき	舟形	史蹟	象ヶ森城址	上市				史跡	小松藩主一柳公館跡	新屋敷
天然記念物	上の原のうすぎもくせい	上の原	考古資料	珠文鏡	郷土館・図書館				史跡	矢野玄道先生来訪の地	南川
天然記念物	氷見のひかんざくら	裏	考古資料	観念寺仏殿文化八上梁棟札	上市				史跡	小松藩主一柳家墓所	旧藩
天然記念物	石岡神社社叢	末長	天然記念物	実報寺の寺池と睡蓮の群生	実報寺				史跡	愛媛近代女子教育発祥の地	中央公民館
天然記念物	中野のたちよう	日明	天然記念物	夜討ヶ窪の山櫻	河之内				史跡	小松川藤木遺跡	藤木
天然記念物	野々市のやまもも	野々市	天然記念物	大慈庵の蘇鉄群	高田				史跡	大日裏山一号古墳	南川
天然記念物	大喜多のいちよう	古町	天然記念物	鷲の森神社の楠	壬生川				史跡	大日裏山二号古墳	南川
天然記念物	大保木のいちよう	峰	天然記念物	大元神社の大杉	黒谷				天然記念物	広葉杉	旧藩
天然記念物	旧大保木小学校のそめいよしの	大桧	天然記念物	大元神社の大杉	黒谷				天然記念物	明石蓮	旧藩
天然記念物	石鎚神社のひのき	西田	天然記念物	金性寺の黒松(葉師松)	北条				天然記念物	唐椿	旧藩
天然記念物	阿弥陀寺ののだいじ	榎木東	天然記念物	豊栄神社のチシャノキ	周布				天然記念物	篤山椿	旧藩
天然記念物	阿弥陀寺のさかき	榎木東	天然記念物	新福寺のカリンの木	新町				天然記念物	有楽(椿)	妙口上
天然記念物	中野のなんてん	宵	天然記念物	宮内神社の社叢(ツバキの森)	宮之内				書跡	一柳直卿の書「鵜濱・鯉海」	旧藩
			天然記念物	実報寺の一樹桜	実報寺				工芸品	一柳直卿 扁額「仏心寺」	旧藩
			天然記念物	黒谷の檜一対	黒谷				工芸品	一柳直卿 扁額「円覚山」	旧藩
			無形文化財	甲賀神社の広葉杉	上市				工芸品	一柳直卿 扁額「遺世軒」	旧藩
				壬生川盆踊りトンカカはん	石田				工芸品	一柳直卿 扁額「逍遙園」	旧藩
									工芸品	一柳直卿 扁額「聞名山」	旧藩
									工芸品	一柳直卿 扁額「観音院」	温芳図書館
									工芸品	一柳直卿 扁額「寿徳殿」	新宮
									工芸品	一柳直卿 扁額「龍華院」	一本松
									工芸品	一柳直卿 扁額「三島宮」	藤木
									工芸品	一柳直卿 石碑「三島新宮」	藤木
									工芸品	一柳直卿 扁額「獅吼山」	西大頭
									工芸品	一柳直卿 扁額「蔵王宮」	妙口上
									工芸品	一柳直卿 扁額「教王院」	子安
									工芸品	一柳直卿 扁額「栴檀山」	子安

現行のまま新市に引き継ぐ。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（教育関係）の取扱い（その1）	細項目	教育関係		
事務事業名	文化祭	専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会
調整方針	文化祭については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、関係団体と協議しながら随時調整する。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町		
<p>【事業目的】 生涯学習活動の成果発表の場として、また更なる活動意欲の向上を促すとともに、西条市における文化活動を内外にアピールする。</p> <p>【名称】 春季市民芸術文化祭・秋季市民芸術文化祭</p> <p>【主催】 西条文化協会・西条市教育委員会</p> <p>【開催時期】 春季 ゴールデンウィーク後の土・日曜日（2日間） 秋季 文化の日に直近の土・日曜日（2日間）</p> <p>【開催場所】 春季 西条市総合文化会館 秋季 西条市総合文化会館及び公民館等</p> <p>【開催内容】 春季 芸能祭（日舞・大正琴等） 美術展（書道・工芸等） 秋季 芸能祭（日舞・大正琴等） 美術展（書道・工芸等） 各種大会 （囲碁大会・謡曲大会・川柳大会・俳句大会・短歌大会） 石井文化功労賞及び 西条市芸術文化賞贈呈式 児童生徒作品展</p>	<p>【事業目的】 文化、芸術などのグループに創作活動の場を提供し、文化活動への参加を促すと共に、市の生活文化・芸術文化の向上発展を図り、ゆとりとあたたかさあふれる文化のまちを築く礎とする。</p> <p>【名称】 東予市文化祭</p> <p>【主催】 東予市文化祭実行委員会 【後援】 東予市・東予市教育委員会</p> <p>【開催時期】 文化の日(11月3日)前後の3日間(土・日・月曜日)</p> <p>【開催場所】 中央公民館、市民体育館、郷土館</p> <p>【開催内容】 歌謡大会 芸能発表会 パザー・お茶席コーナー 植木市・米まつり・魚まつり こども映画会・カプトガ二展 美術展 (洋画・日本画・版画・書道・写真・工芸彫塑) 文芸作品展(俳句・短歌・川柳・連句) 生花展 小・中学生作品展(絵画・書道) 公民館講座生作品展 切手展・模型展・盆栽展・物産展 図書館まつり、本の交換市 宮田麻太郎・林芙美子親子展</p>	<p>【事業目的】 丹原町総合文化祭を3年に1度開催し、町民の日頃の練習成果を互いに発表し合い、技術の向上と親睦を図る。</p> <p>【名称】 丹原町総合文化祭</p> <p>【主催】 丹原町文化協会 【共催】 丹原町・丹原町教育委員会</p> <p>【開催時期】 3年に1度、11月～2月の1日間のみ実施。</p> <p>【開催場所】 丹原町文化会館</p> <p>【開催内容】 芸能発表部門 展示部門・華道展・茶道展 小・中学校の作品から町民全体の作品を展示</p>	<p>【事業目的】 文化を通して地域住民の生きがいと活力あふれる町づくりを進めるため文化祭を開催している。</p> <p>【名称】 小松町文化祭</p> <p>【主催】 小松町文化協会</p> <p>【開催時期】 11月 第2土・日曜日（2日間）</p> <p>【開催場所】 小松町公民館</p> <p>【開催内容】 文化協会会員の活動の発表 一般に募集した作品の発表</p>	<p>統一開催については、主催する文化協会等の意向を踏まえる必要がある。</p> <p>開催内容が各市町で異なる。</p>	<p>新市移行後も当分の間現行どおりとし、関係団体と協議しながら随時調整する。</p>

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（教育関係）の取扱い（その1）	細項目	教育関係		
事務事業名	各種スポーツ大会	専門部会名	教育部会	分科会名	社会体育分科会
調整方針	各市町で行っている各種スポーツ大会は、原則として現行のとおりとする。ただし、統一できるもの、全体で実施した方が効果的なものについては、新市移行後速やかに調整する。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町		
<p>【教育委員会主催事業】</p> <p>4月 西条・周桑地区高校野球親善試合 6月 西条市レクリエーションスポーツ大会 9月 西条市民総合体育大会 10月 チャレンジ・ザ・スポーツ（ウォーキング大会） 12月 西条市駅伝競走大会 1月 西条市耐寒マラソン大会</p> <p>【教育委員会共催事業】 （企画運営の参加・経費の負担があるもの）</p> <p>4月 市民親睦弓道大会 市長杯争奪テニス大会 市長杯争奪卓球大会 5月 西条市ソフトテニス選手権大会 青少年柔道大会 東予陸上競技選手権大会 6月 議長杯争奪ソフトボール大会 議長杯争奪軟式野球大会 7月 西条市家庭婦人バレーボール大会 8月 市民親睦夏季バドミントン大会 東予弓道大会 9月 市長杯争奪ソフトボール大会 市民テニス大会 10月 市長杯争奪軟式野球大会 市長杯争奪ソフトテニス大会 愛媛スポ・レク祭西条管内大会 11月 青少年剣道錬成大会 12月 市長旗議長杯争奪卓球大会 1月 市民新春サッカー大会 市民親睦冬季バドミントン大会 西条市体重別柔道大会 市長杯争奪バレーボール大会 愛媛マスターズ駅伝大会 2月 市長杯争奪家庭婦人バレーボール大会</p>	<p>【教育委員会主催事業】</p> <p>5月 東予市周桑郡中学生軟式野球大会 少年スポーツ大会（ソフトボール、ミニバス） クロッケー大会 グランドゴルフ大会 8月 少年スポーツ大会（中学生バスケットボール） 2月 少年剣道大会 ふれあいレクリエーション大会 3月 市長旗高等学校野球大会</p> <p>【教育委員会共催事業】 （企画運営の参加・経費の負担があるもの）</p> <p>10月 少年武道錬成大会 12月 健康マラソン大会 2月 駅伝競走大会</p>	<p>【教育委員会主催事業】</p> <p>総合スポーツ大会 町民運動会 駅伝大会 ウォーキング大会</p> <p>【教育委員会共催事業】</p> <p>少年剣道大会 少年ソフトボール大会 少年ミニバスケット大会 少年柔道大会 グランドゴルフ大会 レクバレー大会 ミニバレー大会</p>	<p>【教育委員会主催事業】</p> <p>5月 小松町民運動会 2月 小松町軽スポーツ大会</p> <p>【教育委員会共催事業】 （企画運営の参加・経費負担があるもの）</p> <p>10月 愛媛スポ・レク祭西条地方大会</p>		<p>各市町で行っている各種スポーツ大会は、原則として現行のとおりとする。ただし、統一できるもの、全体で実施した方が効果的なものについては、新市移行後速やかに調整する。</p>

先例地の事例

〔いなべ市〕

町立学校等の通学区域

4町の町立学校等の通学区域は現行のとおりとする。

学校教育事業

- 1 学校給食については、当面現行のとおりとし、統一に向けて調整する。
- 2 遠距離通学費補助については、現行のとおりとする。
- 3 奨学金支給事業については、北勢町の制度に統一する。

社会教育事業

- 1 主な行事については、各町の現状を踏まえつつ実施方法等の調整を図る。また、スポーツ大会については、体育協会、体育指導委員、スポーツ少年団等において調整し、決定する。
- 2 その他社会教育事業(各種講座等)は、当面現行を基本とするが、新市においてそのあり方を検討する。
- 3 町指定文化財等は、新市に引き継ぐものとする。
- 4 社会教育施設については、すべて新市に引き継ぐものとする。
また、使用料については、当面現行のとおりとし、新市において調整するものとする。

〔さぬき市〕

小中学校・幼稚園の通学区域等の取扱い

当面現行のとおりとする。ただし、新市において通学区域の検討を行う。

学校教育の取扱い

(1) 幼稚園

授業料及び入園料は、現行のとおりとする。

保育時間は、新市において統一して実施する。

給食は、現行のとおりとする。

入園資格、定員及び学級数は、当面現行のとおりとする。ただし、新市において検討を行う。

授業料等減免及び私立幼稚園就園奨励費補助金については、国の基準により設定する。

(2) 各種委員会等

心身障害児就学指導委員会及び遠距離通学者等対策委員会は、新市において新たに設置する。

(3) その他事業

奨学金制度については、水準の高い町の例により実施する。なお、奨学金の額は、次のとおりとする。

〔高等学校生徒、高等専門学校学生〕

15,000円/月、貸付期間5年以内

〔大学学生、専修学校生徒〕

37,000円/月、貸付期間4年以内

学校給食の取扱い

(1) 施設等

当面現行のとおりとする。ただし、新市において施設、給食費等の検討を行う。

(2) 運営委員会

新市において、新たに設置する。

社会教育の取扱い

(1) 主要行事については、各町の現状を踏まえつつ実施方法等の調整を図る。

(2) 各種行事関係、生涯学習講座等は、基本的に現行のとおりとするが、新市において調整を図る。

(3) 指定文化財等は、新市に引き継ぐこととする。

(4) 各事業等は、新市においても継続して実施する。

同和教育の取扱い

人権教育推進市町事業等は、新市においても引き続き実施し、事業内容の充実を図る。

〔東かがわ市〕

学校教育関係の取扱い

(1) 奨学金については、白鳥町の例により育英資金貸付基金を設置する。貸付条件等については、現行の制度をもとに、合併時に統一する。

(2) 給食費については、単価を統一する。

給食センターについては、各町とも老朽化が著しいため施設の近代化、衛生面の向上及び合理化を図ることを目的として統合する。

(3) スクールバスの運行については、現状の区域内で新市に引き継ぐ。

(4) 就学時健康診断、通学児童生徒の健康管理については、現行のとおりとし、小児成人病検査については、白鳥町の例により実施する。

(5) 平日の保育は、午後2時30分までとする。幼稚園の3歳児保育については、白鳥町の例により調整し、合併時に統一する。

(6) 預かり保育については、保育に欠ける幼稚園児について、当分の間幼稚園において長期休業中も含め、午後6時まで実施し、預かり保育に係る保育料は、月額5,000円程度とし、新市において調整する。

(7) 小学校低学年の放課後児童対策については、既存の公立児童館及び各小学校の空教室において対応できるよう、新市において調整する。保育時間は、引田町の例による。まつばら児童館においては、学童保育を実施する。

社会教育関係の取扱い

(1) 教育委員会講座、主催行事等については、現行のとおりとし、随時調整する。

(2) 町指定文化財については、新市に引き継ぎ、補助制度については、新市において調整する。